

第五編 専門委員會議事録

第一、第一回専門委員會

假議長 海軍中將

サー、エフ、エル、フィールド

一九二七年六月二十二日（水曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 エイ、アンドリウス

海軍大佐 ダブリュ、ダブリュ、スミス

英國側

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐 ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍大佐 エイチ、ジェイ、フィークス

海軍中將 エイ、エフ、ビール

英本國

濠太利

新西蘭

日本側

海軍少將 原 敢二郎

海軍大佐 佐分利 貞男

海軍大佐 堀 悌吉

海軍大佐 豊田 貞次郎

總書記局側

海軍大佐 古賀 峯 一
海軍造船中佐 藤本 喜久雄
海軍中佐 佐藤 市郎
事務總長 ヒュー、ウイルソン
海軍大佐 エイチ、アール、ムーア
白鳥 敏夫
エイチ、ハストン

佛國情報員

海軍中佐 ドル ー ズ
ジャン、ボール、ボンクール

伊國非公式傍聽者

海軍大佐 ル ス ボ リ
海軍中佐 ドン、ウムベルト、クジア、ディ、
サンタ、オルソラ

假議長ハ本委員會ハ各國ノ原提案ノ詳細ナル意義ニ關シ相互ニ充分ナル知識ヲ得シカ爲各國提案ニ關スル資料ヲ交換スル目的ヲ以テ開催セラレタルモノナリト前提シ

英國政府ハ英國海軍ニ於ケル一切ノ巡洋艦、驅逐艦及潛水艦ノ噸數及隻數ニ付米國側ノ要求セル形式ニ從ヒ表(附屬書第十一號)ヲ提出セリ右ハ華府條約ニ依ル基準排水量ヲ採用シ且日本側提案ニ一致セルモノナリ尙英國政府ハ建造中及計畫中ノ艦艇ノ隻數及總噸數ヲ示セル表(附屬書第十一a)ヲ添付セリ而シテ英國政府ハ他國側モ同様ノ資料ヲ提出セラレシコトヲ望ム尙主力艦ノ艦齡延長ニ關スル英國提案ニ依ル現實ノ代換ヲ示セル表(附屬書第十一b)ヲ提出シ以テ本問

題ノ討議ニ備ヘタリ

更ニ又各艦種ノ噸數及制限ヲ示ス包括的分類表(附屬書第四號)ヲ提出セルカ該表ニ對スル他國專門委員ノ印象並ニ該噸數ヲ今一層大ナラシムヘキヤ又ハ小ナラシムヘキヤニ付テノ感想ヲ知ルヲ得ハ幸ナリ何等カ討議ノ基礎ニ到達スルコト希望ニ堪ヘス私の會談ニ於テ一切ノ必要ナル資料ヲ交換セハ委員會ハ恐ラク解決シ得ヘキ或ル特殊ノ點ヲ發見スルニ至ルヘシ

例ヘハ潛水艦ニ關スル特殊問題ノ如キハ速ニ其ノ内容ヲ明瞭ニスルヲ得ヘク一切ノ資料ノ交換行ハレタル後私的會合ヲ行ヒ右艦種ニ付協定ノ基礎ノ有無ヲ確ムルヲ得ハ幸ナルヘシ

英國側ハ其ノ提案ニ關シ更ニ詳細ナル資料ヲ提供スルノ用意アリト説明ス

豐田大佐ハ左ノ代換年齡ノ理由及其ノ適用方法ニ付質問ス

八吋砲巡洋艦	二十四年
驅逐艦	二十年
潛水艦	十五年

又口徑八吋未滿ノ砲ヲ搭載スル巡洋艦ノ代換年齡ハ何年ナルヘキヤト問フ

假議長ハ英國政府ノ提案セル艦齡制限案ハ周到ナル技術的研究ノ結果到達セルモノナリ即チ巡洋艦ノ場合ニ於テハ八年半使用セル後モ船體ハ尙極メテ良好ナル狀態ニアリテ汽鐘、補助機械其ノ他ニ完全ナル修理又ハ置換ヲ行ハハ事實上新艦同様トナシ得ヘキコト判明セリ船體ハ少クトモ二回ノ大々的修理ニ堪フヘキモ三回ノ修理ニハ堪ヘ難カルヘシ此等ノ計算ノ結果巡洋艦二十四年驅逐艦二十年潛水艦十五年ヲ代換年齡トスルコト必要トセラレタルモノナリ

右提案ハ華府條約以後ニ竣工セル艦艇ニノミ適用セラルヘキモノニシテ同條約以後ニ建造セラレタル巡洋艦ニツキテモ同様適用セラル然レトモ右以前ノ建造ニ係ルモノニツキテハ相當ノ變更ヲ加ヘサルヘカラス

勿論長期間就役セシメサルヘカラサル艦艇ノ取扱ニ付テハ充分ナル注意ヲ拂ハサルヘカラサルモ右新艦齡ハ老齡艦ニ適用スルコト甚タ困難ナルヘシト説明ス

豊田大佐ハ右ハ華府條約以後ニ起工セラレタルモノ又ハ建造セラレタルモノニ關スルヤ又艦齡ハ一切ノ艦艇殊ニ老齡艦ニ如何ニ適用セラルヘキヤト問フ

假議長ハ右ハ起工セラレタル艦艇ニ關ス英國政府ハ航空母艦ノ艦齡ヲ考慮シタル結果巡洋艦ト同期間就役シ得ルモノト算定セリ但最初巡洋艦トシテ建造セラレ後航空母艦ニ改造セラレタルモノアルヘシスルモノニ關シテハ英國政府ニ二十四年ノ代リニ二十年トナスコト公正ナルヘシト信ス英國海軍ノ現實慣行ハ巡洋艦二十年、驅逐艦十六年、潛水艦十二年ナルモ艦齡延長方ニ關シ銳意研究ノ結果最近建造ノ艦艇ニ關シテハ兎モ角艦齡ヲ延長スルコトナセルモノナリト述フ

尙豊田大佐カ巡洋艦ノ單艦最大噸數七千五百噸備砲口徑六吋制限ノ理由ヲ質問シタルニ對シ假議長ハ華府條約噸數制限即チ一萬噸八吋ノ制限規定以來各國共ニ右噸數制限内ニテ最高價艦艇ヲ建造スルノ風ヲ誘致セリ英國政府ハ必シモ其ノ巡洋艦ヲ全部斯カル有力ナルモノトナスコトヲ欲セス故ニ八吋砲巡洋艦ノ隻數ヲ嚴ニ制限シ五、五、三ノ比率ヲ之ニ適用スヘキコトヲ提案セルモノナリ英國政府ハ各國ノ現實所有隻數ニ付又可可能ナルニ於テハ右ヨリ廉價ナル巡洋艦ニ付テモ其ノ總噸數又ハ隻數ニ付協定スルニ同意スルコトヲ得ヘシト答フ

豊田大佐ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ノ單艦最大噸數ヲ各別ニ定メタル上更ニ其ノ總噸數ヲモ各別ニ定ムルコトヲ希望セラルルヤ又五吋砲ノ制限ヲ嚮導驅逐艦及驅逐艦ノ双方ニ適用セントスル意嚮ナリヤト質問ス

假議長ハ其ノ意嚮ナシ右二種ノ艦艇ノ噸數ノ差大ナラズ即チ一千七百五十噸及一千四百噸ノ間ナリ嚮導驅逐艦ハ比較的多クノ設備及若干ノ幾分複雑ナル統御機械等ヲ裝置スルコト望マシク噸數モ右特別ノ性能ヲ發揮スル爲余分ニ與ヘラレ居レリ但シ嚮導驅逐艦ハ驅逐艦ヨリ少シク優勢ナルモノ以上タラシムル意ナク此種艦型ヲ最小巡洋艦ノ攻撃力以下ニ止メントスルモノナリ即チ五吋砲ノ制限ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ノ双方ニ適用セントスルモノナリト答フ

豊田大佐ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ノ間ニ差違ヲ設クルノ要ヲ認メズ噸數ノ差僅ニ三百五十噸ニ過キサレハ兩者ヲ驅逐艦ノ一「カタゴリー」中ニ入ルヘキモノナリト思考スト論シ

假議長ハ若シ最終協定ニシテ總噸數主義ニ依ル場合ニハ驅逐艦ハ全部最大制限噸數ニ近キモノトナルヘキ處アリト指摘ス豊田大佐ハ潛水艦ヲ大型小型ノ二種トナセシ理由如何及其ノ各單艦最大噸數ハ如何ニシテ定メシヤト問ヒ

假議長ハ英國側カ本問題ニ關シテ執レル根本方則ハ噸數ニ非スシテ寧ろ隻數ニツキ討議セントスルニアリタリ然ルニ他國側ハ隻數ヨリモ總噸數主義ニ依ル提案ヲナセルカ故ニ英國側ハ本問題解決方ニ關シテ協定スルノ要アルニ至レルナリト述ヘ更ニ

總噸數ニ達スルニ當リ海軍専門家ハ右噸數内ニ包含セシメント欲スル艦艇ノ隻數及大キサヲ考慮セリ即チ海軍専門家ハ各國ハ自國ノ純然タル沿岸防禦ノ爲一定隻數ノ潛水艦ヲ要スルコト及各國ハ其ノ海岸線ノ長サ及危險性ノ多少ニ應シテ行動半徑小ニシテ遠隔ノ地點ニ於テハ十分ナル攻撃力ヲ有セル一定隻數ノ小型潛水艦ヲ要求スヘキヲ率直ニ言明スルヲ賢明ナリト思考セリ又各國ハ遠洋ニ於ケル行動ノ爲大型潛水艦ノ一定隻數ヲモ要求シ得ヘク各國ハ此等大型ノ潛水艦ノ隻數ニツキ協定スルコトニヨリテ更ニ制限ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシト思考セリ最大制限噸數ハ英國最近設計ノ潛水艦ヲ考慮シタル結果決定セラレタルモノナリ即チ沿岸防禦用ニハ六百噸ヲ以テ足り遠洋行動用ノ強度及耐久力ヲ有スル爲ニハ千六百噸ヲ必要トストナセルモノナリ右ハ水上ニ於ケル噸數ニシテ潛水セハ勿論右ヨリ大ナリ而シテ此點ハ華府ニ於テ華府條約排水量基準ヲ協定スルニ當リテモ問題トナリタル點ナリ英國政府ハ從來經費ノ都合上排水量ノ計算ハ獨特ノ方法ニヨリ來レルモ本會議ノ爲ニハ華府條約ノ基準ニヨリテ計算セリト述フ

豊田大佐ハ英國側今回ノ噸數ハ青書ニ發表セラレタルモノヨリモ遙ニ大ナリト認メラルト述ヘ

假議長ハ計算ノ方法全ク異ナルカ爲ナリト答フ

豊田大佐ハ通常噸數ハ基準噸數ヨリモ大ナルヘキモノト思考スト述フ

假議長ハ英國ニ於テ昔ハ舊式噸數（「レヂェンド、トシネージ」）ヲ用ヒ之ヲ以テ建造者ニヨル試運轉行ハレタリ右ハ貯藏品
彈藥、水等ヲ計算ニ入レサルモノナリ右計算方法ハ永年使用シ來レル慣行ナリシガ時ニ誤解ヲ招來セリ華府條約後初メテ
噸數ニ關スル一定ノ確定標準ヲ發見スルニ至レル次第ナリト述フ

豐田大佐ハ巡洋艦ニ於ケル六吋砲及驅逐艦並潛水艦ニ於ケル五吋砲ノ差僅少ナル理由如何ト問ヒ

假議長ハ六吋砲ハ其ノ偉力遙ニ五吋砲ニ優ル而シテ英國側カ五吋ト定メタルハ他國海軍ニ於テ右口徑ヲ使用スル傾向アル
ヲ以テナリト答フ

假議長ハ事務總長ニ通告スル要アルニ付本會議列席ノ武官其ノ他ノ諸氏ノ姓名ヲ承リ度シト述ヘ尙專門委員會ハ必スシモ
今日ノ如ク組織セラルルノ要ナシト思考スト述フ

事務總長ハ委員會召集ノ通告ハ何人ニナスヘキカヲ問フ

假議長ハ英國海軍専門家ハ常ニ必ス假議長自身、「エジャートン」大佐、「ビール」少將及「フィクス」大佐ヲ包含ス尤モ
時ニハ此等全員ノ出揃ハサルコトアルヘシト述フ

事務總長ハ本日新聞ニ公表文ヲ發表スヘキヤト問フ

假議長ハ幹部會ノ定メタル取極ニ從ヒ各國ノ提案ノ細目ニ關シテ更ニ詳細ナル情報ノ交換ヲナス爲本日專門委員ノ會合ア
リタル旨ヲ述フルヲ以テ足ルヘシト答フ

假議長ハ日本ノ提案ノ細目ニ付詳細ナル資料ヲ受ケ度シト希望ス

豐田大佐ハ日本提案ニ關スル覺書（附屬書第五號）及表（附屬書第六號）ヲ持參セル旨並右ハ假議事録ニ挿入セラレ度キ
旨ヲ述フ

「エジャートン」大佐ハ日本提案第一節中ニアル一九二七年末迄ノ建造計畫ヲ包含セル協定基礎ハ同案中ノ米國艦隊表ニモ
適用セラレ居レリヤト問ヒ「スコフィールド」少將ハ米國艦隊表ハ一九二七年六月二十日以前協賛ヲ經タル建造計畫ヲ包

含スト答ヘ

豐田大佐ハ日本覺書中A、B、C及Dハ華府基準噸數ヲ示サントシタルモノナルカ故ニ右ハ同基準ニ依リ諒解セラルヘキ
モノト信スト述フ

假議長ハ表中B及Cノ意味ハ既ニ採用セラレタル建造計畫中設計濟ノ艦艇ノ噸數ハ變更スヘカラスト云フ意ナリヤト問ヒ
豐田大佐ハ然リト答ヘ但シ討議中之ヲ變更スルコトヲ得ヘシト述フ

「エジャートン」大佐ハ討議ニ際シ一定ノ期日ヲ基準トスルコト必要ニシテ英國ノ表ハ一九二七年六月二十日現在ニ依レ
リト述フ

豐田大佐ハ日本ノ表ニ於テモ同様ナリト答フ

「スコフィールド」少將ハ米國ノ表モ六月二十日現在ニ依レリ但シ艦齡ニ關シテハ米國ノ表ハ一九一一年ニ完成セル艦齡十
六年ノ老齡艦及一九一五年ニ完成セル艦齡十二年ノ老齡艦ヲ包含スト説明ス

假議長ハ英國側ハ各艦艇ノ完成期日ヲ示シ居ラサルカ故ニ多少ノ差異ヲ來スヘシ建造又ハ保有スヘキ艦艇ノ噸數表又ハ隻
數ニ關シテ如何ナル協定成立スルトスルモ右ニ包含セラレサル艦艇ニシテ各國各自ニ依テ命名セラルヘキモノニ付テハ特
殊ナル考慮ヲ拂ハサルヘカラサルヘシト述フ「エジャートン」大佐ハ米國案ハ双方共計畫速力ニ付言及シ居ルモ右ハ如何
ニシテ決定シ得ヘキヤト質問ス

「スコフィールド」少將ハ之カ決定ハ困難ナルモ一定ノ限界ノ速力ニ近キ艦艇ヲトリテ之カ果シテ計畫速力以上ナルカ以下
ナルカヲ定ムルニヨリテ決定スルコトヲ得ヘシ

米國案中計畫速力ニ言及セルハ十七節トアルノミナリ右ハ米國案ニヨリテ制限セラルヘキモノト制限セラレサルモノトヲ
區別セントスルモノナリ予ハ計畫速力ノ決定ノ困難ヲ認ムルモ右ハ重大ナル困難ニ非スト思惟スト述フ

米國ノ表中ノ基準噸數ハ一九二四年ニ發表セラレタル計畫噸數ニヨリタルモノニシテ燃料及罐水ヲ控除セルモノナリ場合
ニヨリテハ例ヘハ「オマハ」級ノ輕巡洋艦ノ場合ニ於ケルカ如ク重量ノ増加ヲナセルモノアリ斯ル場合ニ於テハ基準噸數

中ニハ右増加重量ヲ計上シ居ラス同様ニ現實就役中ノ驅逐艦ハ大戰以來豫備ニ編入セラレタル驅逐艦ニ比シ排水量ニ於テ増加シ居レリ然レトモ斯ル重量ノ増加ハ燃料及罐水ヲ控除セル計畫排水量中ニハ之ヲ計上シ居ラスト述フ
假議長ハ英國案及日本案共右ノ如キ増加ヲ見越シテ計算セリ艦艇カ一定期間就役スル時ハ輕微ナル變更又ハ改良ノ爲多少其ノ重量ヲ増加スルコトアリ故ニ新噸數計算ニ當リテハ斯ル増加ハ之ヲ見越シアリ予ハ本件ヲ重大ナル問題ト思惟セスト述フ

「エジャートン」大佐ハ排水量ヲトリ一定ノ控除ヲ行フ米國案ノ方法ニヨレハ英國側ノ計算ニヨリテ得タル所ト實質的ニ異ル結果ヲ生スルコトアルヘシト述フ

「スコフィールド」少將ハ「オマハ」級ノ巡洋艦ハ計畫排水量七千五百噸ナリ之ヨリ燃料及罐水ヲ控除セル結果排水量約六千六百噸トナリ居レリ尤モ此種巡洋艦ハ現實ニハ六千六百噸ヨリモ幾分大ナリ米國側ハ表ニ於テ此ノ基準排水量ト稱スルモノヲ如何ニシテ得タルカヲ示セリ資料ノ正確ヲ期スル爲英國側カ自國用トスル目的ヲ以テ本會議ニ來ル以前ニ準備セル英國海軍艦艇表ト比較スルコトヲ得ハ好都合ナルヘシ日本側ヨリモ同様ノ資料ヲ得ハ幸甚ナリト述フ

事務總長ハ若シ各國側ニシテ此等文書ヲ入手シ度キ希望ヲ有セラルルニ於テハ希望部數ト共ニ「ハストン」氏マテ申出テラレ度シト述フ

豐田大佐ハ米國側ニ質問アリト述フ「スコフィールド」少將ハ右質問中ノ一ハ稍複雑ナルカ故ニ次回委員會迄ニ文書ニテ回答致シ度シ右ハ他國側ニ研究期間ヲ與フル爲早目ニ回答セラルヘシト答フ（附屬書第十四）

假議長ハ私の會議ニ於テ得ルコト能ハサル詳細ナル點ニ關シ會合ヲ要スト認メララル場合ハ右ノ旨申出ラレ度シ本日ノ委員會ハ之ヲ以テ閉會スヘシ本委員會ハ唯資料ノ交換ヲナスモノニシテ列席ノ諸氏ハ質問應答記載ノ議事録ヲ受領スルコトヲ得ヘシト述フ

午後十二時三十分委員會閉會

第二、第二回專門委員會

一九二七年六月二十七日（月曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將

エイチ、ビー、ジョーンズ

同

エイ、テイ、ロング

同

エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐

デエイ、エム、リーブス

同

エイ、デエイ、ヘバーン

同

エイ、アンドリウス

同

ダブリュ、ダブリュ、スミス

海軍中佐

エイチ、シイ、トレイン

英國側

英本國

海軍中將

サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐

ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中佐

ダブリュ、ホース

海軍大佐

エイチ、ジェイ、フィックス

新西蘭

海軍元帥伯爵

デエリ、コー

日本側

佐分利貞男

總書記局側

佛國情報員
伊國非公式傍聽者

海軍中將	小林 躋造
海軍少將	原 敢二郎
海軍大佐	堀 悌吉
海軍大佐	豊田 貞次郎
海軍大佐	古賀 峯一
海軍中佐	小林 宗之助
海軍中佐	野村 直邦
海軍中佐	佐藤 市郎
海軍造船中佐	藤本 喜久雄
海軍機關少佐	柳 原博光
海軍大佐	エフ、アール、ドルベール
海軍中佐	エイチ、アール、ムーア
海軍大佐	白鳥 敏夫
海軍中佐	エイチ、アール、ハストン
海軍中佐	ドルーズ
海軍大佐	ル ス ポ リ
海軍中佐	ドン、ウムベルト、クジア、デイ、 サンタ、オルソラ

「ジョーンズ」少將ハ小林中將ニ本會議ノ議長タランコトヲ願ヒシタルモ同中將ハ之ヲ謝絶セラレタルカ故ニ「フィード」中將ニ引續キ議事ヲ主宰セラレンコトヲ願ヒシ度シト述フ

(海軍中將「サー、エフ、エル、フィールド」議長席ニツク)

議長ハ議長ニ推サレタルコトヲ深謝シ本委員會ノ討議カ成ルヘク早く好結果ヲ齎ラサンコトヲ切望スト述ヘ且加奈陀側海軍顧問「ウォルター、ホーズ」提督本日到着セラレタルヲ以テ同氏名ヲ専門委員會委員長名簿中ニ加ヘラレタシト述フ次ニ前週土曜日非公式ニ採用セラレタル議題中第一問題ニ關シ討議スルコトナル同問題ハ今次會議ノ討議中除外シテ考慮スヘキ艦艇ノ資格ヲ限定セントスルモノナリ同問題ニ關シ英國側ハ米國及日本ノ提案ヲ表示セル草案(附屬書第十五)竝ニ英國側ノ作成セル分類表ノ拔萃ヲ用意セル旨及右拔萃ハ該分類中或種艦艇ニシテ本會議中除外セラルヘキモノニ關スルモノナリト述フ

英國側ノ配布セル文書中問題Aニ關シ米國案ハ排水量六百噸以下ノ水上艦ハ凡テ制限外トシ日本案ハ七百噸以下ノ水上艦ヲ制限外トナサントスルコト明カトセラレ又分類表中ニハ四百噸以下ニシテ口徑三吋以上ノ備砲ヲ有セサルヘキ水雷艇ナルモノ記載セラレ居レリ

英國側ハ此種小艦艇ニアリテハ噸數ニヨル大サノ制限夫自身ガ制限ノ目的ノ爲ニハ十分ナルヲ以テ備砲ノ制限ヲ規定スルノ必要ヲ認メス然レトモ七百噸ヲ限界トスルハ高キニ過クルヲ以テ此點ニ付キ米國案ノ六百噸制限ニ同意セントス即チ排水量六百噸未滿ノ水上艦艇ハ凡テ制限外トスルニ同意セントスルモノナリト述フ

小林中將ハ日本側ハ七百噸ノ代リニ六百噸制限ニ同意スヘキ旨ヲ述フ

次テ左記協定成立ス

「排水量六百噸以下ノ一切ノ水上軍艦ハ本會議ニ於テ制限セラレサルヘシ」

議長ハ「クラス」Bニツキ米國ハ排水量六百噸以上三千噸以下速力十七節以下ノ水上艦ハ凡テ右ト同様ニ取扱ハルヘキモ

ノナルコトヲ提議セリ又日本側ハ此種中級艦ヲ制限外トスル何等ノ表ヲモ作り居ラス而シテ英國側ハ「クラス」B中ニ掃海艇及夫ニ類似ノ小艦艇ノ噸數及武裝制限ヲ記入シ置ケリ蓋シ英國側ハ元來中級艦ニ付何等考慮シ置カサリシヲ以テナリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ本日ノ討議ニ於テ「噸」ナル語ハ何ヲ意味スルカ明確ニ之ヲ諒解シ置キ度シト述ヘ

議長ハ今次會議ノ如何ナル場合ニ於テモ排水量ニ言及スルトキハ常ニ華府基準排水量ヲ意味スルモノト諒解サレタシト述ヘ一同之ニ同意ス

「スコフィールド」少將ハ米國案中「クラス」AトBトヲ各別ニ考慮シタル理由ヲ説明ス即チ若シ「クラス」Bニシテ從來ノ慣用ト略同様ノ語ヲ以テ定義セラレサリシトセハ又若シ「クラス」Bニシテ「クラス」Aノ中ニ包含セラレタリシトセハ「クラス」Aニハ「クラス」Bノ如ク速力ノ制限規定ナキヲ以テ「クラス」Aノ中ニハ六百噸以下ノ艦艇ノミナラズ驅逐艦級艦艇ノ考慮ヲモ包含スルコトナルヘシ「クラス」B中十七節以上ノ艦艇ハ米國案ニヨレバ驅逐艦級トシテノ制限ヲ受クルコトナルヘシ「クラス」Bハ元來戰鬪用トシテ建造セラレタルモ速力低キ爲其ノ用途ノ限定セラレタル艦艇ヲ指スモノナルモ「クラス」Cハ戰鬪用ノ目的ノ爲ニ建造セラレタルモノニ非スシテ艦隊用トシテ建造セラレタルモノナリ「クラス」B同様速力ノ制限ヲ受クルモ眞ノ戰鬪用艦艇ニ非ラスト説明ス

議長ハ『戰鬪用艦艇』ナル語ハ幾分曖昧ナリ右ノ如キ艦艇ハ或程度ノ武裝ヲ許サレ假令右武裝力單ニ防禦的ノモノタルニ止ルトスルモ嚴格ニ言ヘハ尙戰鬪用艦艇タルヲ失ハサルモノナリ然レトモ予ハ單ニ簡易ノ問題タルニ過キサル「クラス」B及「クラス」Cノ區別ニ關シ必スシモ自己ノ主張ヲ固執スルモノニ非ス若シ此等二類ヲ一括シ得ルモノトセハ『一切ノ水上戰鬪用艦艇竝ニ他ノ一切ノ艦艇ニシテ特ニ戰鬪用トシテ建造セラレサルモノ』トナスコトヲ得ヘシ

予ハ右制限ヲ機雷ノ除外ト略同様ノモノナリト思考スト述フ

「スコフィールド」少將ハ「クラス」Bニ關シテハ砲塔、武裝、機雷又ハ魚雷ニ付何等ノ制限ナキモ「クラス」Cニハ此

等ノ制限アリト指摘ス

豐田大佐ハ「クラス」B及Cハ一括スル方簡單ナルヘシト述フ

議長ハ英國側ハ水雷ニ關スル制限ハ「クラス」B中ニ包含セシムヘキモノト思考スト述ヘ尙

英國側ハ備砲ノ大キサニ明確ナル制限ヲ課セルカ米國提案中ニハ此事ナシ米國原案ニヨレハ「クラス」BトCトノ間ニハ甚大ナル差違アリ然レトモ若シ備砲ヲ制限シ水雷ヲ除外セハ其ノ差違甚大トナラス他ニモ亦武裝及機雷ノ問題アリ然レトモ此問題ハ要スルニ米國カ「クラス」B中ニ入ルコトヲ肯ンセサル如キ制限ヲ「クラス」C中ニ包含セシムルヤ否ヤノ問題トナルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ「クラス」Cニ於ケル制限ヲB迄移動スルコトヲ提議セラレタルモノト了解シテ可ナリヤト問フ

議長ハ英國ハCナル「クラス」ヲ考慮シ居ラサルモ掃海艇ノ如キ艦艇、供給艦ノ如キ特務艦、母艦、給油艦等ハ「クラス」C中ニ入ルヘキモノト信ス

問題ハBトCノ二「クラス」ニ分類スルコトノ可否ニアルモBハCヨリ武裝及速力ノ點ニ於テ幾分自由ノ範圍大ナルコト望マシト述フ「ジョーンズ」少將ハ「クラス」B中ニ議長ノ論點ヲモ包含スル制限ヲ含マシメ得ヘキヤ暫ク攻究シ度シト述ヘ議長ハ二「クラス」ヲ各別ニ討議シテ合意ニ到達スヘキコトヲ提議シ先ツ「クラス」Bヨリ始ムルコトトナス

提案ニ依レハ「排水量六百噸乃至三千噸ニシテ速力十七節以下ノ一切ノ水上艦」トアリ若シ此種艦艇ニシテ其レ自身一「クラス」ヲ構成スルモノトセハ其ノ噸數ハ三千噸以下ニ制限セサルヘカラス二千噸ニテモ十分ナラスヤ斯クノ如クセハ此「クラス」ハ驅逐艦級ト比肩シ得ヘキモ速力ノ制限ニヨリテ勢力ヲ低下スルコトヲ得ヘシ吾人ハ遠洋ニ於テ行動スル掃海艇ノ必要ニ應スル爲ニハ少クトモ十七節ノ速力ヲ必要ト思考ス故ニ吾人ハ備砲ノ數及口徑ノ制限ヲナシ速力ハ二十節トスヘキコトヲ提議ス即チ此種艦艇ハ六吋以上ノ備砲ヲ有スヘカラス又四門以上ヲ有スヘカラス又水雷ノ裝置ヲ有スヘカラス又容易ニ「六百噸以下」ノ「クラス」ニ入レ得ヘキ水雷艇ヨリ遙ニ大ナラサルヘカラス更ニ此種艦艇ハ機雷敷設ノ設備ヲ

モ有スヘカラス以上ノ制限ノ何レカニ關シテ協定成立セハ米國側ノ所謂「非戦闘用艦艇」ナルモノニ近接スルコトヲ得ルニ至ルヘシト述フ

豊田大佐ハ戦闘用艦艇ニ關スル限リ「クラス」Cハ一萬噸以下トナササルヘカラス蓋シ非戦闘用艦艇ニハ制限ナキモ右ハ華府條約ニヨリテ制限セラレ居レルカ爲ナリ故ニ日本提案ハ英米提案ノ何レヨリモ大ナリト述フ

「エジャートン」大佐ハ若シ「クラス」Bヲ存置スルモノトセハ日本側ハ如何ナル噸數ノ制限ヲ提議セントスルヤト問ヒ

豊田大佐ハ六百噸以上一萬噸以下ナルヘシ但シ速力二十節備砲六吋四門以下ニ制限セサルヘカラス之日本側カ討議ノ基礎トセントスルモノニシテ此種艦艇ハ水上艦以下全部ヲ包含セシメントスルモノナリト述フ

議長ハ英國側及日本側ノ提案セル制限ニ從ヒ本問題ヲ全般のニ討議シテハ如何ト述ヘ

「ジョーンズ」少將ハ第一ニ速力過大ナリ若シ噸數ヲ一萬噸又ハ夫以上トシ六吋砲四門ヲ備ヘ無制限ノ三吋砲ヲ有シ速力二十節ノ耐海性アル艦艇ヲ制限外トセハコレ甚敷攻撃力アル艦艇ヲ制限外トスルコトナルヘシト述フ

議長ハ然ラハ速力ハ十八節迄低下スルヲ得ヘシ但シ掃海艇ヲ十八節以下ノ速力トスルハ不可ナリ茲ニ速力ト云フハ計畫速力ノコトナリ計畫速力ハ長期間之ヲ繼續スルコト能ハサルモノナリ計畫速力十八節ナリトハ全速力十八節即最高速力十八節ノ謂ナリト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ最近ノ機械工學ノ進歩ハ計畫速力ニテ十分ニ長期ノ航行ニ堪ヘシムルカ故ニ計畫速力ト云フモ之ヲ以テ十分長時間ノ繼續航行ニ堪ヘ得ルモノト解ス艦艇ハ相當長時間最高速力ニテ航行シ得ルモノナリ

要點ハ怖ルヘキ戦闘用具トナルヘキモノヲ制限外トシテ世界ニ野放シニスルコトノ不可ナルニアリ予ハ速力ハ十七節ニテモ尙高キニ失スト思考スルモ兎モ角十七節ナルニ於テハ之ヲ承諾スル用意アルモノナリト述フ

「ジェリコー」伯爵ハ之ヲ以テ「クラス」B及Cノ二分類ヲ作ルヲ可ナリトスルモノト解スト述フ

豊田大佐ハ速力二十節以上ノ船舶ニシテ容易ニ巡洋艦ニ變更シ得ヘキモノ多キ處若シ斯ノ如ク變更セラレタル巡洋艦ニシ

テ制限外トセラルルニ於テハ一般ノ艦艇ニ付テモ二十節迄ノモノハ之ヲ制限外ニ置イテハ如何ト指摘ス

「ジョーンズ」少將ハ現ニ戦闘用艦艇トシテ認メラレサルモノ又ハ海軍ニ屬セサルモノハ出來ル限リ討議ノ外ニ置キ單ニ平時戰爭用トシテ認メラル艦艇ノミヲ取扱ハント欲スルモノナリト説明ス

豊田大佐ハ戦闘用巡洋艦ノ測定ニ何ラカ標準アルヘキヤト問フ

「ジョーンズ」少將ハ六百噸以上三千噸以下ノモノヲ「クラス」トシ「クラス」Cニ入レテモ可ナル供給艦及冷藏船等大型ノ艦艇ヲ含ムモノヲ他ノ「クラス」トセリ吾人ハ「クラス」Cノ下ニ或種ノ備砲ヲ有スル大型艦艇ヲ認ムルカ故ニ速力ニ關シテ茲ニ論議セラレタル條件ニ適合スヘキ或種ノ制限ヲ舉示スルノ用意アリ右制限ハ之ヲ「クラス」B中ニ入レルヘキモノナリ差當リ専ラ平時海軍艦艇トシテ認メラルモノノミヲ考慮スルコトトシ度シト述フ

議長ハ先ツ最初ニ「クラス」Bニ關スル制限ヲ考慮シ然後「クラス」Cニ及フコトトシテハ如何ト提議ス

豊田大佐ハ之ニ賛成ス

議長ハ「クラス」Bハ六百噸以上二千噸迄ノ一切ノ水上艦ヲ包含ス此等ノ艦艇ハ口徑六吋ヲ超ユル備砲ヲ有スヘカラス又口徑三吋以上ノ砲四門以上ヲ有スル砲塔ヲ有スヘカラス又魚雷發射、機雷敷設ノ裝置ヲ有スヘカラス速力ハ十八節ヲ超ユヘカラスト述フ

「ジョーンズ」少將ハ合衆國ハ「クラス」Bノ最大ノ噸數ヲ二千噸ニ低下スルコト並備砲口徑ヲ六吋ニ制限スルコトニ異議ナシ又口徑三吋以上ノ砲四門以上ヲ有スヘカラスナルコトニモ異議ナシ然レトモ米國側ハ差當リ此種ノ中ニ「魚雷又ハ機雷發射用トシテ計畫セラレス又ハ右ノ裝置ヲ有セサル艦艇」ヲ包含セシムルコトニハ同意シ難シ尤モ港灣用ノ機雷ヲ敷設シ又ハ純然タル防禦用ノ機雷ヲ敷設スル裝置ヲ有スル掃海艇ニ關シテハ別ニ異議ナシ海洋ニ於ケル行動中浮遊水雷ヲ敷設スル裝置アル艦艇ハ之ヲ制限セサルヘカラス予ハ領海内ニ於テ機雷ヲ敷設スル艦艇、又ハ自國ノ港灣ヲ掃海スル掃海艇ヲ制限艦艇ニ包マシムル理由ヲ諒解スルニ苦シム殊ニ一定ノ制限内ノ速力ナルトキニ於テ然リ

『魚雷發射用トシテ敷設セラレス又ハ右ノ裝置ヲ有セサル』ノ語ヲ引用スルコトニハ異議ナシ速力ニ關シテハ出來ル限り低下スヘク恐ラクハ二千噸級ニ對シ十八節以下トスルノ要アルヘシ蓋シ實戰ニ用フル攻擊用水雷ノ問題ニアラス機雷敷設ノ能力ニ關シテハ低速力ハ掃海艇ノ戰略的攻擊力ヲ或程度マテ減少セシムルモノナリト思考スト述フ

議長ハ領海内ノ場合ニ於テハ必スシモ右ノ如クニ非ラス七八百噸追加セラレタル二千噸級ノ艦艇ハ機雷百五十個ヲ積ムニ些シテ大ナル困難ヲ感セサルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ然リト同意シ此結果トシテ益々速力ヲ低下セサルヘカラス蓋シ速力ヲ低下セハ戰鬪用艦艇トシテノ資格ヲ喪失スルコトナルヘケレハナリト説明ス

豐田大佐ハ日本提案ノ(b)ハ六百噸以上二千噸迄ヲ包含ス吾人ハ武裝ニツキ六吋砲制限及三吋以上ノ砲四門以下タルヘシトノ制限ニ賛成ス又魚雷發射裝置又ハ其ノ設計ヲ有セサルヘキコトニツキテモ賛成ス但シ機雷ニ關シ又速力ヲ二十節ニ保タントスルコトニ關シテハ米國案ヲ支持セントスルモノナリト述フ

議長ハ第三號迄ニ關スル限り吾人ハ制限ニツキ合意ニ達シタリ機雷留保方ニ關スル米國及日本ノ意嚮ニ鑑ミ英國側モ機雷ニ關スル制限ヲ切離サントスルノ用意アリ從テ案文ハ「魚雷發射ノ裝置ヲ有セス又其ノ設計ヲ有セサル」トナスヘシ速力ニ關シテハ日英共ニ二十節ヲ提案セルモ米國側ハ其ノ原案通り十七節ヲ主張セリ故ニ米國案ニ妥協スル爲日英共十八節迄低下スルコトトシテハ如何ト述ヘ

豐田大佐ハ日本側モ十八節ニ同意スト答フ

「ジョーンズ」少將ハ吾人ノ目的トスル所ハ特定ノ條件ノ下ニ於テハ怖ルヘキ戰鬪用艦艇トナルヘキモノヲ制限外艦艇ヨリ除外セントスルニアリ既ニ噸數ヲ二千噸ニ低減スルコトニ付合意成立シ且魚雷ヲ切離シテ考慮スルコトトセル以上速力モ戰鬪力ヲ多大ニ増加セサルヘキ十八節迄ニ低下スルコトヲ得ヘシト信スト述ヘ

尙機雷ニ關シテハ吾人ハ港灣防護用機雷敷設ノ設備ヲナシ得ル掃海艇ヲ多數ニ有スルカ故ニ成ルヘクハ之ヲ制限外ニ置キ

度シ即チ速力ノ低キ此種艦艇ヲ制限セサルコトトシ度シト述フ

議長ハ次ニ「クラス」Cヲ考慮スヘシ此點ニ付テハ合衆國ノ提案ハ最モ完全ナリ而シテ日本側ハ既ニ其ノ原提案ノ一部ヲ削除セルヲ以テ吾人ハ茲ニ協定ノ基礎トシテ右米國案ヲ討議スルコトトシテハ如何ト述ヘ

制限(1)ハ「口徑五吋半以上ノ備砲ヲ搭載」スヘカラスト規定セルモ他種艦艇ト均衡ヲ得セシムルタメ之ヲ六吋トシテハ如何ト提議ス

小村中將モ六吋トシ度シト述ヘ

此點ニ付合意成立ス

議長ハ第二項ハ『合計五百磅以上ノ射出物ヲ發射スル砲塔ヲ有ス』トアルモ之ハ「口徑三吋ヲ超ユル砲四門以上ノ砲塔ヲ有ス」ト致シ度シト述ヘ

「エジャートン」大佐ハ右ハ各國ヲシテ三吋以下ノ砲ヲ有セシムルニ至ルヘシト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ右ヲ「將來ノ建造及將來取得スヘキ」モノニ付テ受諾スヘシト述フ即チ既成艦艇ニシテ他ノ役務ヨリ轉用セラレ居レルモノハ此限ニアサルモノトシ度シト述ヘ

此點ニ付合意成立ス

議長ハ次ニ考慮スヘキ點ハ(3)ノ「裝甲セラレ」、(4)ノ「魚雷又ハ機雷發射ノ設備ヲ有シ」及(5)ノ「飛行機着甲裝置ヲ有スル」ノ諸點ナリト述ヘ

英國側ハ右ノ字句ニ贊意ヲ表シ

小林中將モ同様贊意ヲ表ス

議長ハ(6)ハ「速力十七節以上ノ能力アル」トアルモ十八節ト致シ度ク米國及日本側カ右ニ同意セラレンコトヲ望ムト述ヘ小林中將ハ其ノ用意アリト答フ

「ジョーンズ」少將ハ制限外艦種ニ危険ナル單位ヲナカラシメンカ爲出來ルタケ速力ノ低下ヲ欲スルモ兎モ角十八節ニ同意スヘシト述フ

議長ハ航空機ニ關シテ追加シ度キ制限アリ飛行機ヲ甲板上ニ着セシメ得ルコトニ付テハ制限アルモ飛行機ヲ甲板ニ着セシメ得サルモ「カタバルト」ヲ多數使用シテ迅速有效ニ飛行機ヲ飛翔セシメ得ル艦艇アリ故ニ飛行機發射裝置ハ一艦一基ヲ限度トスルコトトシ度シト述ヘ

「ジョーンズ」少將ハ御説尤モナリト云ヒ只「カタバルト」ハ中央線上一基若ハ各舷ヨリ一機宛發射スヘキ合計二基ヲ限度トスル制限ニ同意スヘシト述フ

「エジャートン」大佐ハ用語ヲ「カタバルト」ハ二基ヲ限度トス但其ノ中何レカガ中央線上ニ位スルトキハ一基ニ限ルヘシ」トシテハ如何ト提議ス

「ジョーンズ」少將ハ右ニ同意スルトスルモ暫定的同意ト心得ラレ度シト希望ス

豊田大佐ハ右制限ハ補助艦艇ニ關スルモノナル處日本提案ハ最初ヨリ全然「カタバルト」ノ裝置ヲ禁スル意嚮ナリト述フ議長ハ飛行機ヲ解體輸送スル航空機母艦ノ場合ニ於テ陸揚ニ際シ解體セルママ引揚クルヨリハ各機ヲ飛翔シ去ラシムルヲ遙ニ便トスルニアラスヤト述フ

尙又魚雷等ノ重要物品運送船ニ付テ云ヘハ航行ノ途中危険ノ有無ヲ飛行機ニヨリテ偵察スルコトヲ得ルニ非スヤト述フ

豊田大佐ハ比點ヲ了解シタルモ「カタバルト」ノ制限ハ一基トシ度シト述フ

議長ハ米國側ハ暫定的ニ中央線上一基ノ制限ニ贊同セラレタルモ建造技術上ノ必要アラバ各舷一基宛トシテハ如何ト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ノ如ク裝置セル艦艇ト雖實際ハ一時ニ一機以上發射スルコトヲ得サルヘシ只風位ノ極メテ良好ナル時ノミ二機ヲ發射スルコトヲ得ヘシト述フ

豊田大佐ハ日本側モ右制限案ヲ暫定的ニ承諾スヘシト述フ

議長ハ次ノ問題ハ潛水艦並一萬噸以下ノ航空母艦ナリト述ヘ日本側ハ後者ヲ制限外トスヘシト提議セラレタルモ一萬噸以下ト雖モ制限ヲオカサルハ良シカラサルヘク且華府條約ノ規定ニ依ル巡洋艦噸數ヨリ云フモ之ヲ制限セサルヘカラスト述フ

豊田大佐ハ華府條約ニ依レハ一萬噸以下ノ航空母艦ハ未タ試驗時期ナルノ故ヲ以テ制限外ニオカレタリ日本國政府ハ未タ試驗期ニアル此種艦艇一隻ヲ有シ此種艦艇ヲ制限シ且性能價值ノ十分ニ了知セラレ居ル巡洋艦ト同日ニ論スルヲ妥當ナラスト信スト述ヘ

「ジョーンズ」少將ハ現ニ偶々試驗期ニアル此種艦艇ヲ單ニ一隻有スル國ニ付テハ別ニ考慮スルコト容易ナルヘキモ之カ爲ニ一萬噸以下ノ航空母艦ヲ凡テ制限外ノ艦種ト認ムルハ甚敷危険ナルヘシト述フ

議長ハ「ジョーンズ」少將ノ言ニ同意シ華府條約ニ於テハ一萬噸以下ノ艦艇何等制限ヲ受ケサリシコトヲ記憶セサルヘカラス本會議ハ一萬噸以下ノ艦艇ヲ明確ニ制限セントスルモノニシテ假令多少ノ例外ハ認ムルトスルモ航空母艦ニ限リテ一萬噸以下ヲ制限外ニオカントスルハ論理的ナラサルヘシ既ニ言及セル特殊ノ一隻ノ場合ニ於テハ之ヲ協定ニ依リテ保有セシムルコトヲ得ルモ其ノ存在ハ之ヲ計算ニ入レサルコトトシ度シト述フ

「エジャートン」大佐ハ英米兩國共此種艦艇各一隻ヲ有スト指摘ス

「ジョーンズ」少將ハ各國共若シ試驗的目的ノ爲必要ナルニ於テハ一萬噸以下ノ此種艦艇各一隻宛ヲ保有スルコトトシテハ如何問題ハ現存セルモノノ噸數ニアラスシテ無制限ニ之ヲ建造セサルニアリト論ス

豊田大佐ハ本問題ハ之ヲ一九三一年ニ再ヒ討議スルコトトシテハ如何ト述ヘ「討議ヨリ除外スル様提議セル小型航空母艦」トハ何ヲ意味スルヤト問フ

「ジョーンズ」少將ハ米國ノ提案ニ依レハ若シ一國ニシテ巡洋艦噸數ヲ極度ニ使用セント欲セハ巡洋艦ニ關スル協定噸數迄

航空母艦ヲ建造スルコトモ得ヘシト述フ

豊田大佐ハ若シ日、英、米海軍ノ有スル風翔、「ヘルムス」及「ラングレイ」ニシテ除外セラルルニ於テハ之ニ同意スルコトヲ得ヘシト述フ

「ロング」少將ハ右ハ既ニ華府條約ニ於テ取扱ハレタリト指摘ス

議長ハ右ハ既ニ取扱ハレ居レリト雖若シ此種艦艇ヲ餘分ニ建造セント欲セハ巡洋艦ニ關シテ到達セル協定ノ下ニ之ヲ行ハサルヘカラスト述フ

豊田大佐ハ左記「ブリッチマン」氏演說抜萃中所謂「小型航空母艦」ナル語ノ意義如何ト問フ

「機雷敷設艦、小型航空母艦、水雷艇、掃海船等雜種艦ニ關シテハ吾人ハ何等ノ提議ヲナササリシヲ注目セラルヘシ」右ハ濠太利海軍用トシテ建造セラルル一航空母艦ヲ制限外トスルノ意ナリヤト問フ

議長及「エジャートン」大佐ハ右ハ除外セラレサルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ一萬噸以下ノ航空母艦ノ問題ハ當分留保シ度シ米國ハ各國ニシテ希望スルニ於テハ一萬噸以下ノ航空母艦ヲ一隻宛試驗的ニ建造スルノ權利ニ關シ將來問題ヲ提起スルノ權利ヲ留保スト述フ

議長ハ右ハ將來ニ於テ一般的原則ニ影響スルコトナカルヘシ要スルニ吾人ノ欲スル所ハ此種航空母艦ヲ今後戰闘用艦艇トシテ考慮セサルコトニアリト述フ

豊田大佐ハ右ノ條件ノ下ニ於テハ之ニ同意スト述フ

議長ハ次ニ潛水艦ニ關スル(d)ヲ考慮スルコトトシ度シト提議シ英米兩國案ニハ「制限免除ヲ提議セス」トアルモ日本案ニハ「排水量七百噸ヲ超エサル潛水艦」ハ之ヲ制限外トストアリ潛水艦ハステ有力ナル攻撃的艦艇ニシテ當然討議ノ範圍内ニ包含セラルヘキモノト解スルカ故ニ日本側カ右提案ヲ再考セラレンコトヲ希望スト述ヘ

豊田大佐ハ日本側ハ七百噸ノ潛水艦ハ何國ニトリテモ何等ノ脅威トナルヘキモノニアラスト認ム本討議ハ六千哩乃至七千

哩相隔リタル三國間ノ討議ニシテ吾人ハ七百噸ノ潛水艦カ何等他國ニ對スル脅威トナルモノト思惟セスト述フ

「ジョーンズ」少將ハ最近多分基準排水量八百噸ノ和蘭潛水艦カ和蘭本國ヨリ「バナマ」運河經由蘭領東印度へ單獨航行ヲナセルコトアリ若シ魚雷積載數ヲ減少セハ七百噸ノ潛水艦ト雖モ可成ノ長航海ヲナスヲ得ヘシト指摘ス

議長ハ「ジョーンズ」少將ノ言ニ同感ナリト云ヒ極メテ小型ノ潛水艦ト雖大ナル行動半徑ヲ有ス耐久力或ハ左程大ナラサルモノナランモ例ヘハ英國ノ「L」型潛水艦ハ僅ニ八百噸ニ過キサルモ極メテ能率高シ故ニ主義トシテハ潛水艦ハ噸數ノ如何ヲ問ハス制限セラルヘキモノナリト論ス

豊田大佐ハ本問題ハ日本案ニ於ケル各國噸數割當ニ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ本問題ニ對スル回答ハ暫ク留保シ度シト述フ

議長ハ本問題ニ對スル回答ノナルヘク速ナランコトヲ希望セリ

小林中將ハ日本提案所定以外ノ件ニ付協定スル爲ニハ先ツ本國政府ノ許可ヲ得サルヘカラスト述フ

議長ハ次ニ本日ノ委員會議題中Bニ付討議シ度シト提議ス即チ巡洋艦及驅逐艦ヲ一括シ一艦級トシテ考慮スヘキカ又ハ將來ノ制限ノ爲兩者ヲ各別ニ考慮スヘキカノ問題ナリ英國提案ハ各別ニ考慮センコトヲ提議セリ此點ニ關シ過渡期ニ非スシテ將來ニ關スル米國案ノ内容ヲ説明セラレ度シト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國案ハ各艦級ニツキ必スシモ個々ノ艦種ヲ定メス寧ロ噸數ノ限界ニヨリ艦級ヲ定ムル方針ニシテ概括的ニ二艦級ヲ設ケンコトヲ目的トスト説明ス

「スコフィールド」少將ハ本問題ヲ考究スルニアタリ米國海軍當局ノ希望セル所ハ排水量一萬噸未滿ノ艦艇ニ付各種艦ヲ包含スヘキ艦級ノ定義ヲ設クルニアリキ而シテ分界ヲ劃スヘキ線ヲ巡洋艦級ト驅逐艦級トノ間ニ設クルコト望マシキヲ以テ世界各國海軍ノ現存艦艇ヲ研究セル結果右區劃線ハ約三千噸ノアタリニ置クヲ可トストノ結論ニ達シタリ尙驅逐艦級ト制限外艦級トノ間ニモ一線ヲ劃スヘキナリ「三千噸」ノ語ハ驅逐艦ヲ定義シ又ハ驅逐艦ノ噸數ヲ制限若クハ豫定セントノ意

圖アルモノニアラスシテ單ニ概括的ニ艦艇ヲ二艦級ニ分タントスルモノナリ即チ「巡洋艦及驅逐艦級」ト云フ代リニ「A及B級」ト云ハントスルモノナリト述フ

豊田大佐ハ日本側ノ見解モ正ニ右ト同様ナリ艦級ヲ「巡洋艦」或ハ「驅逐艦」ト定ムルコトハ困難ナリ蓋シ驅逐艦ノ排水噸數ハ時ト共ニ大ナラントスル傾向アルノミナラス新計畫ヲ建ツルニ當リテモ右艦級ニ限定セサル方容易ナレハナリト述フ

議長ハ英國側ノ見解ハ兩者ノ間ニ確然タル區別ヲ立ツルニアラスンバ大型驅逐艦ノ建造競争現出スヘシト云フニアリト述ヘ本日本問題ヲ一括シテ討議スヘキヤ或ハ巡洋艦ノ最高噸數ヲ明確ニ制限シ且同艦種内ニ於ケル割當ヲ處理スル爲先ツ巡洋艦ヲ討議シ然ル後別ニ驅逐艦ニ及ヒ其ノ制限噸數及割當ヲ討議スヘキヤヲ決定スルコトトシテハ如何ト提議ス

右二艦種ヲ各別ニ考慮スル方簡單ナリト信スルモ此點未定ナルカ故ニ驅逐艦ニツキテモ又巡洋艦ニツキテモ考慮スルコト能ハス英國側ハ潛水艦問題ノ解決セラレサルニ先チ驅逐艦問題ヲ討議スルコトヲ欲セス假令兩者ヲ一括シテ取扱フコトニ決定セラレタリトスルモ尙驅逐艦問題ハ潛水艦問題ノ後ニ廻サレンコトヲ希望スヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ驅逐艦或ハ嚮導艦ノ制限方法ハ目下緊要ノ問題ニアラス要ハ水上船ヲ一括シテ考フヘキヤ否ヤニアリト述ヘ更ニ三千噸ノ限界ハ必スシモ驅逐艦ニ付提議シタルモノニ非スシテ單ニ水上艦ノ一級ニ付提議シタルモノナリ驅逐艦若ハ嚮導艦ノ制限ニ關スル他ノ問題ハ他日討議スヘシ米國側ノ見解ハ水上艦ニツキ級ヲワケサルトキハ絶對的總噸數制ニ對スル同様ノ反對ヲ受クヘシト云フニアリ蓋シ絶對的總噸數制ハ大ナル限界ノ範圍内ニ於テ如何ナル艦艇カ如何ニ建造セラルルカニ關シ非常ナル不明ト不安トヲ醸スカ爲ナリ故ニ水上補助艦ヲ二級ニ分チ其ノ各々ヲ「巡洋艦級及驅逐艦級」又ハ「A級及B級」ト云フコトトシ度シト述フ

議長ハ此點ハ右ニヨリ明瞭トナレリト云ヒ二艦級ニ分チ討議スルノ有利ナルコトヲ認メタリ

「ジョーンズ」少將ハ所説ヲ今少シ明瞭ニシ度シトテ左ノ章句ヲ朗讀セリ

「A級ハ巡洋艦、機雷敷設艦、航空母艦其ノ他特殊艦ノ各艦種ヲ通シ比較的大型艦ノ建造セラルヘキ總噸數ヲ定メントスルモノナリB級ハ一定ノ速力ヲ有シ又ハ此艦級内ニアル嚮導艦、驅逐艦或ハ砲艦ヲ通シ各制限噸數内ニ於テ比較的小型艦ノ建造セラルヘキ總噸數ヲ定メントスルモノナリ」

豊田大佐ハ二艦級ニ分チテ考慮スルコトニ關シ日本側ハ別ニ異議ナキモ右ノ如キ區分ハ總噸數ニ關スル今後ノ討議ヲ拘束又ハ制限セサルヘキヲ希望ス日本側ハ右ノ總噸數カA級又ハB級ノ下ニ各別ニ討議セラルヘキヤ否ヤニ付テハ此際言明シ難シト述フ

「エジャートン」大佐ハ日本側ハ本問題ヲ二級ニ分ツコトニ付テハ賛成スルモ其ノ表明方ニ關スル最終協定ニ付テハ言明セストノ意ナリヤト述フ

議長ハ吾人ハ今ヤ各艦級ニツキ艦齡其ノ他ノ細目竝最高噸數ヲ討議スルノ自由ヲ有スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國モA級又ハB級ニ付各別ニ其ノ他ノ點ニ互リ討議スルノ自由ヲ有スト述フ

議長ハ日本側カ其ノ原提案ヲ固執セス各級ニ割當ツヘキ總額ニ關スル最終協定ヲ留保セルモ本問題ノ討議ヲ進捗セシメラレタルコトヲ感謝スト述ヘ

尙明日ノ豫定ニ付只今ヨリ大略議題ヲ起草シ置キ度シト述フ

米國側ハA級或ハ巡洋艦級ニ付考究シ且制限、艦齡竝ニ過渡期ニ關シテ討議センコトヲ提議ス

過渡期トハ艦齡未滿艦艇ヲ喪失又ハ廢棄セサル様互ニ互譲ヲ行フヘキ時期ナリ

議長ハ潛水艦問題ハ日本側ヨリ小型潛水艦制限問題ニツキ回答ニ接スル迄延期スルコトトスヘキヤト諮ル

小林中將ハ「ジョーンズ」少將ニ對シ『制限』トハ總噸數ニツキテナリヤ將又各艦ノ最高制限噸數ノ意ナリヤト問フ

「ジョーンズ」少將ハA級ノ艦艇ニツキ單艦ノ上方ノ限度即チ單艦ノ最大噸數ハ定マレルモ下方ノ限界或ハ分界ヲ劃スル位置ニツキテハ未タ決定セサルカ故ニ問題トナリ總噸數ニ關シテハ後刻考慮スルコトニツキ日本側ノ假諒解アリタルヲ以

ヲA級ニ對スル總噸數制限ノ討議ハ之ヲ行フコトヲ得ヘシト述フ

議長ハ英國ハ水上艦ノA級巡洋艦或ハ巡洋艦級ニツキ討議スルコトシ度シト述ヘ左ノ議題ヲ提示ス

(a)二艦型ニ對スル英國提案即チ二艦級ヲ作ルコトノ可否 (b)單艦最大排水量 (c)最小排水量 (d)代換年齡 (e)武裝 (f)數量上ノ制限決定方法右ハ廣汎ナル議題ナリ

右ノ中特ニ困難ナルヘシト認メラルル問題アリトセハ變更スルコトヲ得ヘシ

本日ノ討議ニ關シ「コムミュニケ」ヲ發スヘキヤノ問題ニ關シ予ハ「コムミュニケ」ヲ頻繁ニ發スルハ策ノ得タルモノニアラサルヲ以テ何等カ決定の結果ニ到達シタル後之ヲ發スルコトトシ度シト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ニ異議ナキモ新聞紙ハ自然何等カヲ期待シ居ルヘシト述フ

議長ハ本會議ニ於テ制限外トセラルヘキ艦艇ニ關シ可成ノ進捗ヲ見タリト言フコトトシテハ如何ト述ヘ

更ニ(a)(b)及(c)ニ付一致シタルモ(c)關シテハ「カタバルト」ノ問題留保セラレタリ等ノ事實ヲ發表スルハ賢明ナラサルヘシ加之發表ノ以前ニ一致ヲ見タル點ニツキ幹部會ニ報告スルノ要アリ原則トシテハ詳細ニ發表スルノ要アルヘシトハ考ヘスト述フ

「ジョーンズ」少將ハ何等カノ「コムミュニケ」ヲ發スルコト可ナリト述ヘ專門委員會ハ本會議ニ於テ制限外トセラルヘキ艦艇ノ種類ニ關シ相當ノ進捗ヲ見タルモ其ノ細目ニ互リテハ尙慎重考慮ヲ要スヘシト發表シテハ如何ト提議ス

「本日專門委員會ハ本會議ニ於テ制限外艦艇トシテ協定セラルヘキ戰闘價值少ナキ艦艇ノ種類ヲ定メルコトニ關シ極メテ満足ナル進捗ヲ遂ケタリ

討議ノ進行中各國側ハ各種ノ問題ニ付妥協點ヲ發見センモノト熱心ニ努力セリ
委員會ハ明日午前十時半巡洋艦級問題ヲ討議スル爲再開スヘシ」

午後五時三十分委員會閉會

第三、第三回專門委員會

一九二七年六月二十八日(火曜日)於壽府

出席者

英國側

海軍少將 エイチ、ビー、ジョーンズ

同 エイ、テイ、ロング

同 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 デイ、エム、リーブス

同 エイ、デイ、ヘバーン

同 エ、アンドリュース

同 ダブリュ、ダブリュ、スミス

海軍中佐 エイチ、シイ、トレイン

同 エイチ、エイチ、フロスト

英國側

英 本 國

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐 ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中將 オーブリー、スミス

海軍中佐 ダブリュ、ホーズ

加 奈 陀

濠太利
新西蘭

海軍大佐 エイチ、ジェイ、フィークス
海軍元帥伯爵 デェリコー

日本側

佐分利 貞男
海軍中將 小林 躋造
海軍少將 原 敬二郎
海軍大佐 堀 悌吉
海軍大佐 豐田 貞次郎
海軍大佐 古賀 峯一
海軍中佐 小林 宗之助
海軍中佐 野村 直邦
海軍中佐 佐藤 市郎
海軍造船中佐 藤本 喜久雄
海軍機關少佐 柳 原 博光
エフ、アール、ドルベール

總書記局側

海軍大佐 エイチ、アール、ムーア

白鳥 敏夫

エイチ、アール、ハストン

海軍中佐 ドルバーズ

佛國情報員

伊國非公式傍聽者

海軍大佐 ルスボリ
海軍中佐 ドン、ウムベルト、クジア、デイ、
サンタ、オルソラ

議長ハ本日ノ議題ハ日本側ノ同意ニ依リ巡洋艦級ヲ別々ニ論議スルコトナリ居レリ尤モ右ハ希望ニ依リテハ結局ニ巡洋艦及驅逐艦ノ二種ヲ合一論議スルヲ妨ケサルモノトス

假議題ニ關シテハ英國側ハ此等項目ヲ如何ナル順序ニ依リ討議スルモ差支ナキモ巡洋艦ヲ二種ニ分ツヘシトノ確定的提案ヲナシタルニ鑑ミ第一項ヲ先ツ上議スルコトシ最初ニ大型巡洋艦次ニ小型巡洋艦ニ付協定ニ達センコトニ努ムヘシ

二個ノ艦種ニ分ツヘシト提案セル理由ハ此特定艦種ニ於ケル備砲ノ大キサノ標準ヲ低下スルコトニ依リテ經費ヲ輕減セント希望セルニアリ華府條約ハ巡洋艦ノ最大噸數ヲ一萬噸ニ定メ且備砲口徑八吋ヲ超ユルヘカラスト規定セルヲ以テ各國共殆ト此限度ニ達スル有力ナル巡洋艦ヲ建造セリ英國ノ目的ハ此有力ナル巡洋艦ノ總噸數ノ確定數ニ付協定シ右ニシテ成立セハ小型ニシテ經費少キ巡洋艦ノ噸數及砲力ノ制限ニ付協定スルノ可能性ヲ考慮セントスルニアリ

右ハ豫備の問題ナルヲ以テ二個ノ艦型ニ分ツコトニ同意ナリヤ否ヤニ付日英側ノ意見ヲ伺ヒ度シト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國提案ハ巡洋艦級ノ總噸數ヲ目標トシ其ノ總噸數ノ範圍内ニ於テ必要ニ應シテ建造スルコトハ各國ノ判斷ニ委ヌルコトトスルモノナリ米國ハ其ノ地位ニ顧ミ小型巡洋艦ハ殆ント價值ナキヲ以テ二個ノ艦種別ニ反對ナリ從テ米國ハ巡洋艦全體トシテノ總噸數ヲ採リタル次第ナルカ經濟の見地ヨリスルモ小型ニテ建造スル總噸數ハ大型ニテ建造スル總噸數ヨリモ經費高ク加之其ノ維持費モ小型ヲ多クスルトキハ大型ノ場合ニ比シ嵩ムモノナリト答フ

豐田大佐ハ二個ノ艦種ノ意義如何ト質シ更ニ巡洋艦ノ最大噸數ヲ漸次減少シ結局一萬噸級ヲ廢止スヘシト提議スルモノナリヤ否ヤ承知シ度シト述フ

議長ハ必スシモ然ラス要スルニ大型巡洋艦ノ噸數又ハ隻數ニ付協定シ其ノ後ニ七千五百噸級或ハ夫以下ノ巡洋艦ニシテ六吋砲ヲ有スルモノヲ考慮シ其ノ所要數ヲ決定セントノ意ナリト説明ス

豊田大佐ハ七千五百噸以下ノ艦艇ヲ建造スルハ自由ナリト解ス華府條約ニ依レハ各國ハ其ノ必要ニ應シ一萬噸未満例ヘハ七千五百噸又ハ八千噸ノ艦艇ヲ建造スルコトヲ得ルカ故ニ何故ニ今日二個ノ艦種ヲ別ニ設クルノ必要アリヤヲ解スル能ハストテ更ニ詳細ナル説明ヲ望ミタリ

議長ハ先ツ「ジョーンズ」少將ノ質問ニ言及シ大型巡洋艦ハ米國ニトリ甚タ有用ナルハ之ヲ認ムルモ華府基準排水量七千五百噸ノ巡洋艦ハ決シテ小型ニアラス同時ニ技術の見地ヨリ見ルニ凡ソ七千五百噸ニシテ遠洋航行ニ適スル均衡ノトレタル巡洋艦ハ事實六吋ヨリ大ナル砲ヲ裝備スルコト能ハス

英國ノ見解ハ經濟の見地ヨリスレハ或ハ多數ノ小型巡洋艦ヨリモ少數ノ大型巡洋艦ヲ建造スル方廉ナルヘシト雖英國ノ地理的地位及責任ハ多數ノ巡洋艦ヲ有スルコトヲ必要ナラシムルト云フニアリ若シ他國カ排水量一萬噸級ノ巡洋艦ノミヲ建造スルコトナラハ英國ハ困難ナル地位ニ立ツニ至ルヘク從ツテ大型巡洋艦ヲ確然ト制限シ且ツ小型巡洋艦ニ別個ノ制限ヲ加ヘントスルハ自然ナリ大型巡洋艦ニ付テハ隻數ヲ又小型巡洋艦ニ付テハ總噸數ヲ確定的ニ制限スルコト更ニ經濟的ナルヘシト述ヘ「ジョーンズ」少將ニ七千五百噸前後ノ巡洋艦カ米國ノ必要ニ副ハサルノ理由ヲ問フ

「ジョーンズ」少將ハ討議ノ基礎ハ當然相對的比例ノ問題ニ之ヲ求メサルヘカラス今日迄單一艦種ノ總噸數ニ依ル制限ノミヲ研究シ來リタルヲ以テ今相當ノ行動半徑ヲ有スル七千五百噸ノ巡洋艦カ果シテ一切ノ必要ヲ充スヤ否ヤヲ即座ニ答フルコトヲ得ス

若シ日英側ヨリ其ノ各自ノ希望スル艦型排水量艦齡備砲及所要隻數竝ニ二個ノ艦級ノ各ニ於ケル總噸數ニ付完全ナル「ステートメント」ヲ供給セラルルニ於テハ衡平ナル制限ニ到達スル二個ノ方法ヲ如何ニシテ調和シ得ヘキヤヲ研究スヘシト答フ

議長ハ英國側ハ其ノ適確ニ要求スル所ヲ陳述スルノ用意アルモ他國側ニ於テモ亦同様ニ其ノ所要ヲ陳述センコトヲ望ムト述ヘ

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ其ノ提案カ總噸數ニ基礎ヲ有スルモノナルヲ述ヘタルカ米國ハ此總噸數ヲ他國ノ受諾シ得ル限りノ最低限度トナサントスルモノニシテ巡洋艦級ニ付テハ二十五萬噸乃至三十萬噸ト指示セリ此案ノ範圍内ニ於テ公正ナル割當ヲ爲シ得ヘシト思考スト答フ

豊田大佐ハ各國ハ其ノ總噸數ノ範圍内ニ於テ一萬噸未満ノ艦艇ヲ建造スルノ權利ヲ留保スヘシトノ點ニハ同意ナリ日本側ハ巡洋艦ノ噸數ヲ備砲ノ制限ナキ限り七千五百噸又ハ八千噸ニ削減スルノ用意アリ且大型巡洋艦ハ極メテ高價ナルニ鑑ミ巡洋艦ヲ二種ニ分ツコトニ同意ス但シ備砲ニ付テハ別ニ討議センコトヲ望ムト述フ

議長ハ米國ハ二十五乃至三十隻ノ一萬噸巡洋艦ニテ満足スヘシト了解スト前提シ二個ノ艦種ヲ設クルノ問題ニツキ英國ノ要求ヲ述フ

英本國ノ地理的地位ハ巡洋艦ノ數ヲ致命の問題タラシム英國ハ十五隻ノ一萬噸巡洋艦又ハ協定ニ依リテ定マルヘキ他ノ數ヲ以テ満足スヘシト思考ス而シテ若シ此特定ノ艦種以外ノ一切ノ巡洋艦ニ對スル低キ最大單艦噸數ニ付協定成ラハ小型巡洋艦ニ付キテモ確定數ヲ述フヘシ

一萬噸巡洋艦或ハ一萬噸ニ近キ八吋砲巡洋艦ニ付テハ十五隻小型巡洋艦ニ付テハ最大單艦噸數ノ引下及備砲六吋ノ制限ニ同意スヘク其ノ隻數ハ五十五隻トシ度キ考ナリ若シ後機雷敷設艦及小型航空母艦ヲ此ノ内ニ包含スヘク議纏ラハ此ヲ補填スル爲更ニ五隻ヲ要求スヘシ

右ハ總數十五隻ノ一萬噸巡洋艦及六十隻ノ小型艦トナル處英國案ハ小型巡洋艦ノ最大單艦噸數ハ七千五百噸及備砲六吋タルヘシトナス勿論現存巡洋艦中ニハ一萬噸ニモアラス七千五百噸ノ制限内ニモ入ラサルモノ若干アリ古鷹級巡洋艦六吋砲「オマハ」級巡洋艦及八吋砲英國B級巡洋艦是ナリ又艦齡雜多ニシテ協定ニ依リ孰レカノ級ニ入レルヘキ英國巡洋艦若干

隻アリト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ右小型巡洋艦六十隻ニ對シテ如何ナル總噸數制限ヲ設ケントスルヤト問フ

議長ハ此ノ點ハ重大問題ナリ英國ハ廣汎ナル海外領土保全ノ爲如何ニシテモ多數ノ巡洋艦ヲ要ス然レトモ若シ他國ニシテ一萬噸迄ノ大型巡洋艦ヲ建造スルニ於テハ英國モ必然其ノ巡洋艦ノ大サヲ増大スル要アルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ英國ハ最大噸數七千五百噸ノ小型巡洋艦六十隻ヲ要求スルモノト解セラルル處右ハ莫大ナル巡洋艦噸數ヲ要求スルコトナリ眞ノ制限トハナラサルヘシトテ小型巡洋艦ニ對スル總噸數ヲ定ムルノ意アリヤ否ヤヲ承知シ度シト迫リ

議長ハ右ハ最大噸數ニテ所要全部ノ隻數ヲ充スヘカラストノ意ナリヤト反問ス

「ジョーンズ」少將ハ七千五百噸巡洋艦六十隻及巡洋艦總噸數六十萬噸ハ制限ニ非スト答フ

議長ハ華府ニ於テハ巡洋艦ニ付テハ最大噸數一萬噸備砲八吋ヲ超ユヘカラスト云フ以外總噸數ヲ制限セサルコトニ決シタリ英國ハ此ニ一步ヲ進メ建造許容數ノ制限ヲ提議スルモノナリト辯ス

「ジョーンズ」少將ハ右ノ制限ハ殆ト實益ナカルヘシ米國側ノ考ハ總噸數ヲ出來ル限り低下セントスルモノナリト主張ス

議長ハ右ノ數字ハ何等掛引的ノモノニアラスシテ英國ノ常ニ欲セル所ノモノナリ英國ハ右ヲ以テ巡洋艦勢力トシテ満足シ得ヘキ最小限度ナリト考フ大戰中ニハ百三十七隻位ノ巡洋艦ヲ有シタルモ尙充分ナラサリシナリト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ英國カ多數ノ巡洋艦ヲ必要トスル事情ヲ諒トス華府ニ於テ最初米國側ノ提出セル數字ハ英國之ヲ承諾セリ而モ右ハ之ヨリモ著シク小ナル數字ナリ何國モ平時ニ於テ必要トスル所ヲ戰時ニ於テ必要トスル所ニ比較シ得ルモノニアラズト駁ス

議長ハ華府ニ於テ出サレタル提議ハ巡洋艦及驅逐艦合計噸數四十五萬噸ト云フニアリタリト信スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ハ水上補助艦全部ヲ含ムモノナリト答フ

議長ハ右ハ之ヲ分チテ考フレハ本會議ノ提案ト略々同一ナリ華府會議ノ際英國ハ斯ノ如キ水上艦ノ割當ニ同意シ得ス且安全ノ爲必要ナル巡洋艦ヲ建造スルノ權利ヲ留保セサルヘカラスト言明セリ本會議ニ於テ英國カ確然提示セル數字ハ各自治領トノ交通保護上必要ノ最少限度ナリ自治領中ニハ殆ト孤立セリトモ謂フヘキ遠隔ナルモノアリ故ニ右ノ數字ハ實ハ其ノ外觀ノ如ク大ナルモノニアラズト辯解ス

「ジェリコー」提督又之ニ和シテ右六十萬噸ノ數字ハ全ク華府ニ於テ巡洋艦カ一萬噸ト協定セラレタルノ事實ニ基クモノニシテ若シ英國ノ七十隻ヲ五千噸ノ艦船トナサハ總計三十五萬噸トナリ即米國提案ニ稍近キモノニ低下スヘシト陳述ス

「ジョーンズ」少將ハ五千噸級巡洋艦ハ實際上米國ニトリ何等價值ナシト指摘ス

「ジェリコー」提督ハ其ノ然ルヲ認メタルモ一萬噸巡洋艦存在セズ又斯ク噸數要求ヲ上昇セシムルコトナカリナバ英國ノ要求スル噸數モ左程大ナラサリシナルヘシト述フ

議長ハ若シ大型巡洋艦ノ隻數ヲ各國ノ確定的ニ一致スル所ノモノニ制限シ又其ノ他ノ巡洋艦ヲ低キ噸數ニ依リ制限スルコトヲ得ハ甚ダ大ナルモノトハナラサルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ華府會議ニ於テ「バルフォア」氏ノ聲明ニヨリ英國ハ最初米國ノ提議セル數字ニ同意セルモ其ノ後事情ヲ變更スヘキ他ノ問題發生シ結局水上補助艦ハ無制限トナリタルモノト了解ス又一萬噸ヲ最大限トセルハ英國ノ「ホーキンス」級ノ巡洋艦ヲ標準トシテ定メラレタルモノト思考スト論ス

「ジェリコー」提督ハ當時ハ英國巡洋艦ノ大部分ハ約五千噸或ハ夫以下ナリシヲ以テ若シ英國ガ水上總噸數四十五萬噸ヲ承諾シタリトセハ前述セル所ニ稍近キモノトナルヘシトテ「ジョーンズ」少將ニ對シ米國ハ行動半經ノ大ナル巡洋艦ヲ必要トセハ八吋砲ノ代リニ六吋砲ヲ裝備スル艦艇ヲ以テ之ヲ充タシ得サルヘキヤト質問ス

「ジョーンズ」少將ハ米國所要ノ行動半經ノ範圍カ何噸迄ノ艦艇ニ依リテ得ラルヘキヤヲ承知セス又現在米國ニハ八吋砲ノ艦艇若干アルモ噸數ノ大ナルモノヲ建造セサルヘキ協定ニ達センコトヲ欲シタルカ爲多數ニ起工セサリシナリ

更ニ華府會議當時存在セル或種ノ事情カ同條約ノ數字ノ協定ニ影響シタルコトハ之ヲ認ムルモ今ヤ吾人ハ現狀ヲ考慮セサルヘカラス英國ノ掲クル數字ハ其ノ總噸數著シク高額ニ見ユルモ吾人ハ之ヲ考慮セントスルモノナリト述フ

議長ハ各國ノ總噸數著シク増加セルカ右ハ華府基準ニ出來ルタケ近キ八時砲ヲ備フル大型巡洋艦ニ對スル建造競争ノ結果ナリ尤モ華府會議ニ於テハ寧ロ六時砲制限ヲ選ヒタルナルヘシ吾人ハ此等ノ極メテ有力ナル巡洋艦ヲ制限セント欲スル處華府基準ハ燃料又ハ水ヲ包含セサルカ爲行動半徑ニ實質上影響ヲ及ホササルニ不拘六千乃至七千噸巡洋艦カ何故ニ米國ニトリ價值ナシト主張サルルヤ其ノ理由ヲ伺ヒ度シト問フ

「ジョーンズ」少將ハ七千噸ノ巡洋艦ニシテ備砲ヲ六時トセハ行動半徑ヲ得ル事可能ナルモ米國ハ總噸數ノ制限ヲ提議シ英國所要ノ隻數カ結局右總噸數制限ノ範圍内ニ於テ得ラルヘキヤ否ヤニ付協定セサルヘカラス

米國モ亦長キ交通線ヲ有シ海上貿易ヲ最大視シ其ノ通商ヲ保護シ海上ヨリ敵國ノ通商ヲ排シ且中立國ノ通商ヲ取締ルカ爲ノ艦艇ヲ必要トス此等ハ相互ニ聯結シテ離ルヘカラサル問題ナリトスト論ス

議長ハ「ジョーンズ」少將ノ言ヲ誤解スルナキヤヲ懸念シツツ各國ハ其ノ最小限度ノ必要ト認ムル所ヲ陳述スルノ權利ヲ有ス今米國カ大型巡洋艦等ニ付テハ數ヲ、小型巡洋艦等ニ付テハ總噸數ヲ制限セントスル二個ノ艦種別提案ヲ考慮セントスル意アルヲ知ルヲ喜フト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ莫大ナル噸數ノ切下ケヲ行ヒ各國ヲ公正衡平ナル基礎ニ置クヘキ對案ヲ作成スルノ目的ヲ以テ此問題ヲ考究スヘシ

吾人ハ篤ト本問題ヲ考究シ現在ノ所要ニ應ジ一ノ決定ニ到達センコトヲ希望スト陳述ス

「ジェリコー」提督ハ英國ノ所要ヲ總噸數三十萬噸ニ切下グルトセハ華府基準ニ依ル一萬噸級巡洋艦ヲ十五隻トシテ英國ノ巡洋艦ハ三千噸足ラスノ小艦トナルニ至ルヘシト指摘ス

「ジョーンズ」少將ハ米國提案ハ絶對ニ三十萬噸ニ切下クヘシトノ固定不動ノ案ニアラスシテ論議ノ目的ノ爲ニ提出セルモノニ過キス然レトモ六十萬噸ハ何分ニモ米國ノ企圖セル所ヲ遙ニ超エタリト述フ

「ジェリコー」提督ハ主眼點ハ大型巡洋艦ノ數ヲ出來ルタケ少ナカラシメ以テ他ノ巡洋艦ニヨリ多クノ噸數ヲ割振ラントスルニアリト説ク

「ジョーンズ」少將ハ其ノ點ハ了解セリ米國ハ結局眞ノ制限ヲ希望スルモノナルカ故ニ英國ノ見解ニ適合スル様努ムヘシト述フ

「ジェリコー」提督ハ各國共各自國ニ有用ナル最小巡洋艦ノ何タルカヲ言明シ得ヘキヤ及大型巡洋艦ノ問題ト同様ニ小型巡洋艦ニ關スル提案ヲ考慮シ得ヘキヤト質問ス

議長ハ米國側ハ小型巡洋艦ニ同意シ得ヘキヤ否ヤ及其ノ噸數ヲ如何ニ定ムヘキカヲ考慮スヘシト了解スル旨ヲ述ヘ右ハ正ニ英國側ノ見解ヲ諒解セルモノナリトナシ且英國側ハ大ナル總噸數ヲ制限スルノ道ハ大型巡洋艦ノ隻數ヲ制限シ且小型巡洋艦ニ對スル小ナル單艦最大噸數ニ同意スルニアリト信スル旨ヲ陳述ス

豐田大佐ハ日本側ハ本日ノ討議ハ單ニ各艦ノ特質ヲ論シ各國ノ要求スヘキ勢力ノ問題ニハ及ハサルモノト考ヘ居タリト述フ

議長ハ隻數ニ付テノ情報ヲ要請スルコト望マシキコトニ非ストセハ之ヲナスノ考ナキモ英國ハ巡洋艦ヲ二種ニ分ツコトニ付同意ヲ見ル迄ハ單艦排水量、艦齡又ハ備砲ノ最少限ヲ考慮スルヲ得ス米國側ハ英國ノ要求スル隻數中ニハ大型小型ノ結合ニ依リ英國ノ總噸數ヲ減少シ得ルヤ否ヤヲ考慮スルニ足ル余地アルモノト認メ居レリ英國側ハ對案ヲ提出セラル迄ハ細目ヲ論議スル能ハス日本側ハ二艦種別ノ問題ニ關シ如何ナル考ヲ有セラルルヤト質ス

豐田大佐ハ噸數ヲ一萬噸ヨリ七千五百噸乃至八千噸前後ニ低下スルコトナラハ右ニ同意スルノ用意アリト答フ
議長ハ茲ニ於テ本問題ヲ延期スル方可ナルヘシト提議ス

「ジョーンズ」少將ハ之ニ同意セルモ小型艦ヲ受諾スルト共ニ一萬噸巡洋艦ヲ廢スヘシトノ日本案ニハ同意シ難キ旨ヲ述ヘ尙二種別ニ分ツノ可能性ヲ考慮スルノ用意アリト附言ス

議長ハ既ニ建造セラレタル一萬噸巡洋艦ハ少クトモ今後二十年ノ生命ヲ保ツカ故ニ本問題ハ之ヲ將來ニ殘シ得ヘシ此種巡洋艦ハ引續キ存在スルハ勿論ノ義ト解スヘシト述フ

豐田大佐ハ若シ「ジョーンズ」少將ニシテ一萬噸巡洋艦ヲ廢セストノ條件ノ下ニ二種別ヲ考慮セントスルモノナラハ最大噸數ヲ割振ルノ必要ナク又華府條約ニ依リ一萬噸迄ヲ建造スルコト自由ナルカ故ニ二個ノ種別ヲ設クルノ必要ナシト信スト論ス

議長ハ要點ハ右ノ如キ極メテ有力ナル艦艇ヲ既ニ主力艦ヲ制限セルト同様ニ制限セントスルニアリト説明ス

「エジャートン」大佐ハ豐田大佐ニ對シ一萬噸級巡洋艦ハ廢棄セラルルニアラスシテ本會議ノ作成スヘキ協定ヨリ長キ生命ヲ保ツモノナルカ故ニ今茲ニ特ニ右ノ如キ難關ヲ構フルノ要ナキニ非サヤト述フ

小林中將ハ茲ニ於テ一萬噸巡洋艦ハ結局之ヲ廢止シ現存ノモノハ之ヲ最後ノモノトスルノ意ナリヤト問ヒ

議長ハ單ニ一萬噸八吋砲巡洋艦ノ隻數ニ付確定的制限ヲ協定スルコト便宜ナルヘシト考ヘタルノミ又此種巡洋艦ハ本會議ニ於テ到達スヘキ協定ノ有効期間保存サルヘシ右ハ原提案ナルモ固定不動ノモノニアラス本件ハ充分論議セラレ得ヘシト答フ

小林中將ハ各國ハ其ノ必要ニ應シ一萬噸未滿ノ如何ナル巡洋艦ヲモ建造シ得ヘキカ故ニ別ニ一艦種設クルノ要ナシト主張ス

議長ハ然ルトキハ各國競ツテ一萬噸巡洋艦ヲ建造スヘク他國カ之ヨリモ小ナルモノヲ起工スル時ニ於テノミ英國ハ安心シテ之ニ倣フヲ得ヘシ故ニ斯ノ如キ大巡洋艦ヲ別種ノモノトシテ取扱フコトニ依リ之ヲ制限スルコトニ協定シ得ヘクコレ大ナル進歩ナリト信スト述フ

小林中將ハ各國カ無制限ニ造船シ得サルコトハ之ヲ認ムルモ若シ或一國カ總噸數割當ノ下ニ於テ最大型艦ノミ建造セントノ意圖ヲ有スル場合之ヲ阻止スルコト困難ナリト論ス

議長ハ若シ一萬噸未滿艦ノ總噸數ニ付協定ニ達シ得ハ最大數ヲ要スル國ハ然ラサル國ヨリモ小型ノモノヲ建造スルコトトナルヘシ

本問題ハ米國カ英國提案ヲ修正ノ目的ヲ以テ考慮スル迄延期スルコトトシ度シト提議ス

「ジョーンズ」少將ハ米國側カ何時其ノ考究ヲ終了スヘキヤ明言スルヲ得ス且條約有効期間中多數ノ艦艇ヲ諸多ノ場合ニ當嵌メ考慮スルヲ要スルカ故ニ問題ハ寧ロ理論的ナリト述フ

議長ハ條約期間中ハ然ルヘシト了解シ英國側ハ將來ニ對スル最大噸數、總噸數、備砲口徑、艦齡制限等ニ付先ツ協定ヲ遂ケ置キ夫カ現在ノ海軍ニ如何ナル影響ヲ及ホスカノ問題ヲ後ニ考慮セント希望セリ

各國ハ總テ或種ノ艦船カ其ノ性質上艦齡制限ヨリ除外サレンコトヲ望ムヘク吾人ハ互讓妥協ノ態度ヲ執ルヲ要ス寧ロ理論的ニシテ而モ各國ノ要求スル所ト何等關係ナキ現在ノ狀態ニ對シ原則ヲ適合セシメント努ムルヨリモ將來ニ對スル原則ヲ定ムル方一層簡單ナルヘシト主張ス

「ジョーンズ」少將ハ巡洋艦六十萬噸建造計畫ヲ承諾セントスル原則ヲ將來ニ向テ定ムルコトヲ好マスト述フ

議長ハ右ハ華府會議ニ於テ主力艦ニ付テ成シタル先例ニ倣ヒタルモノナリ吾人ハ當時艦型モ噸數モ各種ノモノカ存在セルニモ拘ラス將來ノ主力艦ハ三萬五千噸ヲ超ヘ又ハ備砲口徑十六吋ヲ超ユヘカラストノ協定ヨリ當時右ノ原則ニ適合スル艦船少カリシカ英國ハ進テ公正ナル割當ヲ考慮シ各種噸數ノ艦船二十二隻ヲ華府條約規定ノ通り一九三六年ニ於テ主力艦三萬五千噸十五隻ニ減少スル様調整ノ途ヲ講シタリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ將來ノ噸數ヲ六十萬噸トイフカ如キ莫大ナル數字トナスコトヲ欲セス華府提案ハ事情ヲ考慮シタル上定メラレタルモノニシテ米國ハ三萬五千噸ノ制限ヲ超ユル多數ノ艦船ヲ廢棄セリ吾人ハ現狀ヲ本條約ノ有効期間中ニ於ケル日米ノ事情ニ如何ニシテ適合セシムルカノ問題ヲ考慮スル迄將來ニ向テ六十萬噸ヲ計畫セサルヲ可トスト論ス

議長ハ茲ニ於テ先ツ本條約ノ期限ヲ決定スルヲ可トスヘシト提議シ「ジョーンズ」少將ハ原提案ニヨレハ華府條約ト期限

ヲ同シクシ一九三六年ヲ以テ終了スヘシト云フニアリ之ヲ一九三六年以後ニ繼續スヘキヤ否ヤハ一九三四年正式ニ決定シ得ヘシ將來ノコトハ未定ニ屬ス最上ノ策トシテハ現狀ヲトリ此條約ノ有効期間中現狀ノ下ニ於テ二艦種別ノ提議ヲ受諾シ得ルヤ否ヤヲ研究スルニアリト主張ス

「エジャートン」大佐ハ一九三六年ニ於ケル狀態ニ達センカ爲ニ如何ナル艦齡ニ基キ現存艦船ノ生命ヲ處分セントスルヤト問フ

「ジョーンズ」少將ハ巡洋艦級ニ付テハ艦齡二十年ヲ提議スルモノナリト答フ

「エジャートン」大佐ハ更ニ日本側ハ十六年ニ賛成ナリ現存艦船ニ對スル艦齡制限問題ハ未タ論議セラレス英國ノ提案ハ將來ノ艦船ニ付テナリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ現存艦船ヲ考慮セサルヘカラス米國側ハ現存艦船ニ加フルニ六十萬噸ヲ以テスルヲ好マスト反對ス

「エジャートン」大佐ハ一九三六年ニ如何ナル艦船力存在スヘキカラ見ンカ爲メ現存艦隊ニ屬スル艦艇ニ對シ艦齡ヲ何トスヘキヤヲ先ツ決定セサルヘカラスト指摘ス

「ジョーンズ」少將ハ米國ノ提案ハ二十年ナリト答フ

議長ハ他ノ事項ニツキ何等決定スルニ先チ艦齡問題ヲ決定スルコト可能ナリヤト問ヒ「ジョーンズ」少將ノ提議ハ極メテ重要ナルモノニシテ英國側ニ於テモ之ニ基キ細目ヲ作成スヘシト信スル旨ヲ述フ

「ジョーンズ」少將ハ目下巡洋艦ノ生命ニ關シ三案アリ吾人ハ此等ノ案ヲトリ條約有効期間ヲ基礎トシテ此點ヲ決定スルヲ得ヘシト述フ

議長ハ三國ニ通スル艦齡ニ基キ此點ヲ攻究スルノ要アリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ本條約ノ有効期間ヲ基礎トシ共通艦齡ヲ採用スヘキヲ提議シ巡洋艦艦齡ヲ英國ニ於テ二十四年トセルハ現存艦船ニ對シテハ長キニ過クトノ點ニ於テ議長ト意見ノ一致ヲ見タリ

議長ハ茲ニ於テ現存艦船ニ對スル艦齡ヲ論議シ此點ニ付意見ノ一致ヲ見得ヘシト述フ

小林中將モ亦此點討議ノ意アリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ必スシモ新建造艦ニ適用セラルヘキ艦齡ヲ得ルコトヲ試ミントスルモノニ非ス目下得ント試ミツツアルモノヲ決定シ得ヘキ艦齡ノ基礎ニ付合意ヲ得ントスルモノナリト述フ

議長ハ右ハ本條約期間中如何ナル艦船力存在スルヤニ依リ定マルト述ヘ米國ハ本條約ノ期間ニ對シテノミ巡洋艦ニ對スル總噸數又ハ隻數ヲ考慮スヘキヤ否ヤヲ討議シ且右ニ依リ嚮後八年間ニ對スル協定力將來ノ爲ナサレタル原提案ニ比シ稍々小ナル基礎ニ於テ到達シ得ヘキヤヲ見ンコトヲ提議セルモノナリト説ク

小林中將ハ右ハ如何ナル艦艇ヲ保有スヘキヤヲ決定スル爲艦船表ヲ研究スヘシトノ意ナリヤト質問ス

「ジョーンズ」少將ハ吾人ハ將來建造スヘキモノニ付テモ現存艦船ノ考慮ニ付テモ本條約ニ對シ艦齡ヲ如何ニスヘキヤヲ確定的ニ討議スルノ用意アリ若シ此ノ如キ艦船力今後ノ特別合意ニ依ルノ外艦齡滿期前ニ代換セラレ得ストセハ本協定有効期間中ノ兵力ヲ爲スモノト認メラルヘシト述ヘ

前代換計畫ノ考慮ハ後ニ譲リ目下英國提案ニ依ル事態ヲ研究スルヲ可トスヘシト述フ

議長ハ日本側ハ現存艦船ノ艦齡ヲ決定スルニ多少困難ヲ感シ居レリト了解ス英國艦船ニシテ同一年度ニ建造セラレタルモノ頗ル多キ處此等ヲ代換スル爲同一年度ニ餘リ多數ノ巡洋艦ヲ起工セサル様英國側ハ老齡艦ニ關シ其ノ或部分ハ平均艦齡ヨリモ幾分早ク他ハ幾分遅ク代換スル等代換ノ範圍ヲ擴張スヘキモノナリト決意セリ故ニ吾人ハ現存艦船ニ付固定的ノ艦齡ヲ決スルヲ止メ現在ヨリ一九三六年迄ニ代換セントスルモノ及一九三六年ニ於ケル勢力ヲ示ス聲明書ヲ用意スレハ足ルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ハ結構ナル基礎案ト思考スト述ヘ

尙一萬噸巡洋艦ノ廢止ヲ包含スルニアラスンハ二艦種ニ分ツノ可能性ヲ考慮セストノ日本側聲明ニ言及シ若シ右ニシテ決

定セラレンカ本問題攻究ノ意義ナキニ至ルヘシト述フ

議長ハ右ニ同意セルモ一萬噸級巡洋艦ハ大部分比較的新シキ状態ニ在ルカ故ニ之ヲ廢棄スルハ困難ニシテ廢止ニ決定スルコト全然不可能ナリ故ニ日本側モ本問題ヲ再考スルニ同意スヘシト信スト述フ

小林中將モ茲ニ至ツテ巡洋艦ヲ二級ニ分ツコトニ同意ス

議長ハ一萬噸巡洋艦ニ付キテハ今茲ニ論セント欲セス且小林中將ハ一九三六年迄巡洋艦二級ノ存続ニ同意セリト宣フ

「ジョーンズ」少將ハ此二級ヲ承認シ得ヘキヤ否ヤ及條約有効期間中如何ナル艦型ヲ承認シ得ヘキヤカ六十萬噸ヨリ低キ總噸數ヲ見出サントスルニ當リ最モ攻究ヲ要スル點ナリト述フ

豊田大佐ハ日本側ハ一萬噸ヨリ八千噸ノ間ニ於テ一萬噸ヨリ低キ二艦型ヲ保有セント欲スルモノト了解スト述ヘ

議長ハ必スシモ一萬噸巡洋艦ヲ廢止スヘシト云フニアラス之カ決定ハ後ニセラルヘキモノナリト説明ス

豊田大佐ハ本會議中二艦型ヲ考慮スルニ同意ス

「ジョーンズ」少將ハ本問題ノ攻究ニ當リ情報ノ充分ナル交換ヲナス爲各國委員間ニ自由且完全ナル連絡ヲトルノ要アリト力説シ吾人ハ今英國カ一萬噸級十五隻及最大七千五百噸級六十隻ヲ要求スルヲ知レル處本問題ヲ現狀維持ノ點及條約ノ有效期間ノ點ヨリ攻究スルタメ充分ナル情報ノ交換ヲナササルヘカラスト主張ス

議長ハ三國カ一九三六年ニ於テ所有セシコトヲ期スル巡洋艦勢力ニ關スル聲明書ヲ相互ニ供給スルコトスレハ好都合ナルヘシト云ヒ右情報部ヲ極メテ明白ナラシメンカ爲連絡ヲ密接ニスヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ其ノ原提案ニ於テ提示セル三十萬噸以下ニ付テノ外一九三六年ニ於ケル米國海軍勢力ヲ言明スルヲ得ス若シ米國カ一九三六年迄ニ右ノ限度迄建造シ得トセハ其ノ勢力ハ一萬噸巡洋艦二十三隻及七千五百噸級巡洋艦ナルヘシ而シテ後者ハ現存スルモノナリト説明ス

議長ハ英國提案ニ依レハ英國ハ八吋砲巡洋艦十五隻、老齡巡洋艦若干隻ニ代ハル七千五百噸級巡洋艦若干隻及他ニ尙噸數

雜多ナル老齡巡洋艦若干隻ヲ有スヘシト述フ

「エジャートン」大佐ハ既成艦、建造中ノ艦船、計畫中ノ艦船竝ニ現在ノ既定計畫ニヨル年度ト一九三六年ノ間ニ於ケル數年間ノ平均起工數及右期間ニ廢棄スヘキ艦船ニ關スル明確ナル聲明書ヲ提出セハ其ノ結果ハ一九三六年ニ於テ有スル艦隊タルヘシ

尙英國政府ハ一萬噸未滿ノ比較的新艦若干ヲ有スル處右ハ該聲明書ニ包含セラルコトナルヘシト述フ

議長ハ巡洋艦代換ノ基礎方針ヲ知ラスシテ新艦ノ噸數ヲ陳述スルコト能ハサルヘシ英國提案ニ依レハ英國ハ八吋砲巡洋艦十五隻ヲ得レハ之カ代換ヲ中止シ爾餘ノ小型巡洋艦ノ代換ヲ開始スヘシ米國側ノ聲明ニ依レハ米國ハ一萬噸級ノ代換ヲ續行スルナルヘシト注意ス

「エジャートン」大佐ハ英國ノ計畫ニ依レハ本年度ハ一萬噸級巡洋艦一隻及八千三百噸巡洋艦二隻ヲ起工スヘシ若シ噸數低下ニ合意セハ英國ノ本年度ノ建造計畫ハ右新標準ニ依リ削減セラルヘキモ米國ノ提案ニ依レハ新標準ハ依然一萬噸タリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ議論ハ正鵠ヲ失ヘルカ如シ提案ハ單ニ巡洋艦級二十五萬乃至三十萬噸ナリ若シ各國カ其ノ現有噸數以上ニ任意ニ建造スルモノトセハ其ノ勢力ハ自然條約期間經過後モ繼續スヘシ然レトモ若シ三十萬噸ニ決定セリトセハ米國案ニ依レハ條約期間内ニハ二十三萬四千噸以上ヲ建造スルコト不可能ナリ

米國提案ハ總噸數ヲ基礎トス而シテ二個ノ噸數ヲ基礎トスヘシトノ提案ノ下ニ英國政府ハ一萬噸級巡洋艦十五隻及必要ノ場合七千五百噸級巡洋艦六十隻ヲ有セント欲ス

然レトモ條約有効期間中ニハ英國政府ハ右ノ如ク巡洋艦六十隻ヲ建造スルニ足ル噸數ヲ所有スルヲ得サルヘシト論ス議長モ之ヲ首肯ス

「ジョーンズ」少將ハ吾人ハ英國案ニ基キ如何ニセハ類別ノ眞ノ基礎ヲ受諾シ得ルヤヲ攻究セントス若シ右基礎カ六十萬

噸ニ達スルカ如キトキハ眞ノ制限ニハアラサルヘシ而シテ右ノ如キ基礎ヲ見出し得トセハコレコソ吾人ノ攻究スヘキ所ナルヘシ仍ツテ米國側ハ各國側ノ極メテ自由ナル連絡ヲ得ント欲ス

然レトモ若シ日本側カ一萬噸級巡洋艦ノ廢止ヲ固執スルニ於テハ右攻究モ不可能トナルヘシト論ス

佐分利氏ハ日本側ノ見解ハ現ニ右スル一萬噸級巡洋艦カ代換年齡ニ達シタルトキ之カ代艦トシテ建造サルヘキ新艦ハ一萬噸タルヘキヤ將タ七千五百噸タルヘキヤヲ知ラント欲スルモノナリ然レトモ大型巡洋艦ノ生命ハ本條約ノ有効期間ヨリモ長カルヘキニ依リ本問題ハ寧ロ純理論的ナリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ二十年後ニアラサレハ起ラサルヘキ一萬噸級巡洋艦廢止ノ原則ヲ今樹立スルコト能ハスト主張ス

議長ハ本問題ハ此處數日ハ再ヒ委員會ニ於テ討議スルコトヲ得サルヘシ潛水艦ノ問題ハ左程困難ニアラサルヘク吾人ハ日本側カ潛水艦全部ノ制限ニ同意センコトヲ待チツツアリ而シテ何時本問題ヲ討議シ得ヘキヤ明ナラスト述フ

豐田大佐ハ三日後ニ返電ヲ受領スヘシト思考スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ巡洋艦問題攻究ニハ本委員會出席者ノ大部分ヲモ含ム多數ヲ要スヘシト述ヘ

議長ハ英國側ハ二十四時間内ニ聲明書ヲ作成シ得ヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ二種ノ基礎ヲ作ルヘシトノ提案ニ對スル米國側ノ回答ハ何時作成シ得ルヤ明ナラスト言明セリ

議長ハ巡洋艦以外ノ艦船ノ討議ヲ進ムルコト最モ望マシキ處ニシラ次ハ驅逐艦ニ移ルコトトシ度シト提議シ潛水艦ニ付キ決定ヲ見サルニ驅逐艦ノ最終決定ヲナスハ其ノ好ム所ニアラサルモ噸數ノ實際割當ヲ討議スルカ如キコトナクシテ例ヘハ最大排水量、最低排水量、備砲口徑及艦齡等ノ諸問題ハ之ヲ本委員會ニ於テ討議シ得ヘク本件討究ヲ完了スル前多少遲延ヲ招致スヘキ難關ニ遭遇スルハ各艦種ニ於テ免レ難キ處ナルニ依リ敍上ノ如キ方法ニ依リ各種ノ艦船ニ付考慮スルヲ可トスヘシ意見ノ相違點ニ付各自國政府ヨリ速カニ情報ヲ得ル爲ニハ本日ノ巡洋艦問題ニ關スル豫備的討議ハ極メテ必要ナリ故ニ合意點及本國政府ヨリ尙情報ヲ要スヘキ點ヲ發見スル爲各艦種ニ付兎ニ角一度會合センコトヲ提議スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ討議シ且論點ヲ摘出スル目的ヲ以テ明日驅逐艦問題ニ關シ意見ノ交換ヲナスモ差支ナシ但シ他ノ問

題ニ從事スル者モ多カルヘキニ依リ何等決定ヲナスヲ得サルコトトスヘシト述フ茲ニ於テ驅逐艦問題ニ關シ難關ノ有無ヲ發見スル爲明日豫備的討議ヲ行フコトニ合意成立ス

議長ハ加奈陀ヨリ最近來着セル「ラボアント」氏及愛蘭自由國諸大臣到着シ英國代表者ノ會合アル筈ニ付明日ノ會議ハ午前十時四十五分開會トシ度シト希望シタルヲ以テ

明日ノ會議ハ午前十時四十五分開會ト決定ス

次テ新聞公表文ノ件討議セラレ左記「コムミニケ」決定ス

『本朝ノ會合ハ巡洋艦級ノ艦船ニ關スル豫備的審議ニ當テラレタリ英國側ハ巡洋艦級ヲ最大排水量一萬噸、備砲八吋ノ巡洋艦及最大排水量約七千五百噸、備砲六吋ノ巡洋艦ノ二級ニ分類センコトヲ提議セリ

日本及米國側ハ共ニ右提案カ條約ノ有効期間中各自國ノ海軍ニ及ス影響ニ鑑ミ之ヲ充分審議スルコトヲ要求セリ

委員會ハ驅逐艦問題ノ豫備的討議ノ爲明日午前十時四十五分再開スヘシ』

午後一時十五分委員會閉會

第四、第四回專門委員會

一九二七年六月二十九日（水曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將 エイチ、ビー、ジョーンズ

同 エイ、テイ、ロング

同 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 エイ、アンドリュース

英國側

英 本 國

加 奈 陀
濠 太 利
新 西 蘭

日 本 側

同
ダブリュ、ダブリュ、スミス
エイチ、シイ、トレイン

海軍中將
サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐
ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中將
オーブリー、スミス

提 督
ダブリュ、ホース

海軍大佐
エイチ、ジェイ、フックス

海軍元帥伯爵
デュリ コー

佐 分 利 貞 男

小 林 躋 造

海軍中將
原 敢 二 郎

海軍少將
堀 悌 吉

海軍大佐
同 豊 田 貞 次 郎

同 古 賀 峯 一

海軍中佐
小 林 宗 之 助

同 野 村 直 邦

同 佐 藤 市 郎

海軍造船中佐
藤 本 喜 久 雄

總書記局側

海軍大佐
エフ、アール、ドルベール

エイチ、アール、ムーア

白 鳥 敏 夫

海軍中佐
エイチ、アール、ハストン

ド ル ー ズ

海軍大佐
ル ス ボ リ

海軍中佐
ドン、ウムベルト、クジア、デイ、
サンタ、オルソラ

議長ハ本日ノ議題ハ驅逐艦問題ナル處日本側カ終局ニ於テ巡洋艦問題ト驅逐艦問題トヲ一併シテ討議スルノ權利ヲ留保セ
ルコトハ本委員會ノ承認スル所ナル旨ヲ言明ス

何等決定ヲナスコトナクシテ驅逐艦ニ關スル各國提案ノ趣旨ヲ一層明ニシ且討議ノ基礎ヲ見出スニ當リ障礙トナルヘキモ
ノヲ摘出スルカ如キ制限事項ヲ討議スルコト可能ナル可シ例ヘハ最大噸數代換年齡及二個ノ最大限ヲ設クヘキヤ否ヤノ問
題ヲ議スルカ如キ即之ナリ右討議ヲ便ニセンカ爲メ今各國案ニ付テ一言スヘシト前提シ概言スレハ英國案ニ嚮導驅逐艦最
大噸數及驅逐艦最大噸數ヲ定メ其ノ各種別内ニ於ケル隻數ヲ討議シ又艦齡及備砲ノ制限ヲナスヘキコトヲ提議ス然レトモ
他國側ニ於テ隻數ヲ基準トシテ討議スルヨリモ總噸數ヲ基準トシテ討議センコトヲ欲スルニ於テハ英國側ハ之ニ同意ヲ表
スヘシ

米國案ハ驅逐艦級ヲ三千噸以下ノ艦船ナリト定メ五、五、三ノ基礎ニ依リ總噸數ヲ割當ツヘク且英米ノ所有スヘキ噸數ハ
二十萬乃至二十五萬噸トスヘキコトヲ提議ス

日本案ハ驅逐艦ノ勢力ハ各海軍カ現在所有スル總噸數ニ依リテ計量スヘシトナセリト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ米國提案ハ六百噸乃至三千噸ニシテ三千噸以下總テノ艦船ニアラスト注意シタル後米國側ハ原案通り制限ノ基礎トシテ噸數ヲ採用センコトヲ欲ス蓋シ右ハ隻數ヲ採用スルヨリモ造船計畫ノ經費ヲ知ル上ニ於テ容易ナルカ爲ナリ然レトモ米國側ハ此兩者妥協可能性ヲ攻究スルニ吝ナルニアラス唯タ終局ニ於テ驅逐艦級ヲ總噸數ニ依リ制限センコトヲ強張スルノミ米國側ハ各艦級ニ於ケル艦型、軍艦噸數及備砲口徑等ノ細目ヲ討議スルニ先タチ敍上ノ大筋ニ依リ討議スルヲ可ナリト思考スルモ其ノ他ノ議題ヲモ討議シ差支ナシト述ヘ

豊田大佐ハ日本提案中現有勢力ナル語ハ既成及建造中ノ驅逐艦ヲ含ム日本側ハ隻數ニ依ルヨリモ總噸數ニ依リ討議スル方簡明ナリト思考スルモ議長カ劈頭言及セラレタルカ如ク本件ヲ（A）級ト共ニ討議センコトヲ希望ス若シ之ヲ分割シテ驅逐艦ノ總噸數ノミヲ討議スル場合ニハ（A）級ト共ニ討議スルノ主張ヲ留保シ度シト述フ

議長ハ日米雙方ニ於テ總噸數採用方ヲ欲セラルルニ於テハ英國側ニ於テモ異議ナシ尤モ細目ヲ討議セサル以前ニ總噸數ノ實數ヲ討議スヘシト主張セラルル次第ニハ非スト思考スル處驅逐艦級ヲ二分シ各其ノ總噸數ニ付討議スルニ異議ナキヤト問ヒ

若シ右二級ヲ合シタル總噸數ニ關シ協定シタル場合ニハ右總噸數内ニ於テ一部分ノミ例ヘハ一割丈ケヲ嚮導驅逐艦トスルコトヲ協定シ得ヘシト追加説明ス

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ驅逐艦級制限問題ヲ總噸數ヲ基礎トシテ討議スルヲ可トスルモノナリ蓋シ總噸數ニ付暫定的取極成立セサル限り右艦級内ノ艦艇ノ性能ヲ討議スルコト能ハサルヲ以テナリ一國ノ安全、負擔及競争ニ大ナル影響ヲ與フルハ噸數ナルヲ以テ艦型、性能及區分等ノ從屬的細目ノ決定ニ入ル前ニ之ヲ討議スヘシ故ニ本日ノ會合ニ於テハ艦船ノ性能及單艦噸數ノ制限ノ概念ニ付意見交換ヲナスニ異議ナキモ何等決定ヲナスコト無ク單ニ提案ヲ攻究スルニ止ムヘキ旨ヲ提唱ス

議長ハ予ノ主トシテ欲スル所ハ議事ノ進行ニアリト述ヘ隻數又ハ總噸數ヲ討議スル前ニ艦型、備砲等ヲ討議スルヲ欲スル

旨ヲ再說ス

豊田大佐ハ總噸數問題ノ重要ナルヲ了解スルモ右ハ幹部會ニ於テ討議セラルヘキモノニシテ専門委員會トシテハ其ノ討議ヲ驅逐艦ノ性能、最大噸數、備砲若ハ艦齡等ニ局限スル方得策ナルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ單艦噸數、艦齡其ノ他ノ細目ニ付意見交換ヲ回避スルニアラス只決定ヲナササルコトヲ希望スルノミト陳述ス

議長ハ日本側ハ總噸數ヲ言明シ得スト了解スル處果シテ然ラハ他國亦之ヲ述フルヲ得サルヘシト切出シ

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ既ニ之ヲ言明セリト指摘シ

議長ハ英國ノ總噸數ハ米國ノ提示セル數ヨリ頗ル低キモノナリト述フルト共ニ艦船ノ性質ニ關スル情報交換ニハ異議ナキモノト認ムルヲ以テ驅逐艦級ノ最大排水量ニ關スル意見交換ヨリ討議ヲ初メ度シト提議ス

「ジョーンズ」少將ハ英國ハ總噸數ニ關スル其ノ意向ヲ表示スルノ用意アルヘキカト問ヒ

議長ハ日本側カ本會合ニ於テハ總噸數ヲ討議スヘカラストノ意向ナリト逃ケ

「ジョーンズ」少將ハ單ニ英國側ノ提示スル數字ヲ知リタキノミト迫リ

議長及「エヂヤートン」大佐ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ヲ併セ二十萬七千二百噸ニシテ米國提案ノ最大限以下ナリト述フ

議長ハ次ニ驅逐艦級ノ最大排水量ノ討議ニ入ルヘシトテ最大排水量ニ關スル英國案カ千四百噸、備砲五吋及艦齡二十年ナル旨ヲ説明ス

「ジョーンズ」少將ハ備砲五吋ニハ同意シタルモ驅逐艦ノ排水量ヲ千五百噸、嚮導驅逐艦ヲ二千噸トシタシ米國案ノ三千噸ナル數字ハ二千五百噸強ノ嚮導驅逐艦現存スルカ爲メナリト説述シ更ニ艦齡ニ關シ驅逐艦ハ輕キ船體ニ強力ノ機關ヲ有スルモノナルニ付二十年ハ長過キルヘシ寧ロ十六年若クハ十七年トスルコト一層經濟的ナルヘク驅逐艦ヲ使用スルコト多キ國ニ於テハ米國提案ノ噸數内ニ於テハ驅逐艦ヲ不斷ニ使用スルコトナルヘキヲ以テ特ニ然リト説明セリ

豊田大佐ハ日本案ハ驅逐艦最大排水量ヲ千五百噸備砲ヲ五吋トスル考案ナリ艦齡ニ關シテハ驅逐艦ハ十二年トシ度キモ十六年ニ増加スルヲ辭セス嚮導驅逐艦ニ付テハ經驗無キヲ以テ何等意見ナシト述フ

議長ハ英國政府カ定期修理、定期入渠及機關検査等驅逐艦保存ノ方法ニ付特別ノ研究ヲナシタル結果或時期ニ於テ徹底的ニ充分ナル修理ヲナストキハ二十年間有效タラシムルコトヲ得ヘシトノ結論ニ達シタル旨ヲ陳述シ艦齡延長ノ目的ハ經費節減ニ外ナラス吾人ノ招來センコトヲ欲スル長キ平和期間中驅逐艦ノ艦齡ヲ延長スレハ其レ丈經費ヲ節約スルコトナルヘシ吾人ハ艦齡ニ關スル協定ニ到達スルコト左シテ困難ニ非スト信スト説明ス

備砲ノ最大口径ニ關シテハ合意アルカ如キモ嚮導驅逐艦ノ最大噸數ニ付テハ英米間ニ差違アリ此點ニ關シ日本側ノ考慮ヲ望ム尤モ右ハ日本カ嚮導驅逐艦ヲ建造スルコトヲ意味スルモノニ非スシテ日本カ英米共一定噸數以上ノ此種艦艇ヲ建造セサルコトヲ知レハ足ルモノナリト述フ

「エジャートン」大佐ハ二十萬七千二百噸ナル英國ノ計數ハ驅逐艦及嚮導驅逐艦ニ對スル英國案ニ依ル單艦噸數ヲ基礎トスルモノナルニ依リ單艦噸數増大ノ場合ハ總噸數モ亦増大セサルヘカラスト追加シ議長ハ艦船ノ性質ヲ知ラスシテ其ノ總噸數ヲ言明スルコト不可能ナリ只其ノ隻數ヲ言ヒ得ルノミ驅逐艦ニ關シテハ英國案ニ依ル單艦噸數ト他國案トノ距離大ナサルカ故ニ英國側ハ驅逐艦ニ關スル數字ヲ言明シ得ルヤ否ヤニ付次回會合ニ於テ決定のニ陳述スルコトヲ得ヘシ本會合ハ何等決定ヲナスヘキ會合ニハアラサルモ之等艦船ノ性質ヲ討議シタル結果意見一致ノ點相當多キコト明トナリタル旨記録ニ留ムルモ差支ナカルヘシト述ヘ

「ジョーンズ」少將之ニ贊シタルヲ以テ

議長ハ小林中將ニ對シ幹部會ニ具進スル前終局の決定ヲナササルコトトシ總噸數ヲ討議スルノ用意アリヤ又本會合ニ於テ日本ノ要求總噸數ヲ陳述シ若ハ討議スルニ異議アリヤト問ヒ英米側ハ既ニ其ノ所要總噸數ヲ陳述セリト述フ

「エジャートン」大佐ハ専門委員會トシテハ掛引ノ目的ヲ以テ右隻數ヲ提示スルモノニ非ス右ハ妥當ナル政策ニ非サルヘシ

ト述フ

豊田大佐ハ問題ハ重大ニ過キテ本委員會ノ討議ニ適セスト答フ

「エヂャートン」大佐ハ各國委員ハ幹部會ニ建言スル爲其ノ見解ヲ表明スヘク日本側モ其ノ全權ニ對シ右ノ建言ヲナスヘキナリト述ヘタルヲ以テ

豊田大佐ハ本件ヲ豫備的ニ討議シ得ルモ今之ヲ討議スルノ準備ヲナシ居ラスト答ヘタリ

議長ハ驅逐艦問題ニ關シ何時會合シ幹部會ヘノ建言ヲ決スヘキヤヲ定メ度シト述ヘタルニ

「ジョーンズ」少將ハ本日ノ會合ハ總會議ニ對スル勸告ヲ討議スル際議事ヲ進捗セシムル爲ノ單ニ豫備的意見交換ニ限ルモノト了解セリ三國ハ既ニ其ノ所要ヲ提示セル處米國側ハ他國ノ兵力ヲ顧慮セスシテ定ムル最小限ノ絕對的要求アルハ之ヲ否定セサルモ最小限以上ノ要求ハ悉ク相對的状況如何ニ懸ルヘキモノニシテ絕對的情况ナルモノハ實際上決定シ難シトノ持論ヲ繰返ササルヲ得スト主張ス

議長ハ右相對的關係ニ付考慮スヘキヤト問ヒ

「ジョーンズ」少將ハ必スシモ右討議ヲ欲シタルモノニ非ス米國ノ要求ハ主トシテ三國間ニ起生スヘキ或種ノ關係ニ對シ相對的ノモノニシテ要スルニ最終決定ハ相對的ナラサルヘカラスト論ス

議長ハ右討議ヲナスヲ欲セス英國側ハ其ノ絕對的最低要求ヲ陳フルノ用意アリ而シテ右要求ハ本會議ニ參加セル三國ノミヲ考慮セルモノニ非スシテ一般的關係ヲ考慮セルモノナリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ若シ他ノ國カ英國ノ要求ヨリモ大ナル絕對的最低要求ヲナセハ英國ハ其ノ要求ヲ變更スルモノナリヤト問ヒ

議長ハ假令他國ノ要求大ナリトモ英國ハ其ノ最低要求ヲ變更セサルヘシト答フ

「ジョーンズ」少將ハ右ハ米國ノ態度ト全然異ル米國ノ態度ハ相對的ニシテ相對的態度ノミ最終決定ノ一般的基礎タルモノ

ナリト述フ議長ハ若シ英米ニシテ絶對的ニ相對タラントセハ討議ヲ進ムルコト困難ナリ換言セハ問題ハ結局比率ノ問題ナリ二人ノ人ハ容易ニ同一ノ柄ノ衣服ヲ着ルコトニ同意シ得ヘキモ其ノ大キサハ同一ナラサルヘシ英米間ノ目下ノ關係ハ之ニ似タリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ノ比喻ハ當ラス世界海軍ノ狀態ヲ見ルニ若シ一國カ多數ノ艦艇ヲ建造セハ他國モ之ニ倣ヒ結局競争ヲ生ス吾人ハ此競争ヲ休止シ三國間ニ現存スル關係ニ付一定ノ標準ヲ協定セントスルモノナリト述フ

議長ハ英國提案ハ或ル特定ノ點ニ於テ一國ハ或種ノ型ノ船ヲ他ノ型ノ船ヨリ多數必要トストノ事實ニ基礎ヲ有ス凡テノ艦艇ハ同一ノ型ニアラス而シテ一國カ比較的大型艦船ノ一隻ヲ建造シ他國カ小型二隻ヲ建造スルモ右ハ必スシモ權衡ヲ亂スコトナラスト述フ

「ジョーンズ」少將ハ考慮スヘキ地位ハ各國間ニ現存スル地位ナリト繰返ス

議長ハ米國ノ主張ニ從ヘハ三國カ兵力ノ基礎ニ付合意成立セサル限り吾人専門家ハ何事ヲモ討議シ得サルニアラスヤト反問ス

「ジョーンズ」少將ハ米國ノ原案ハ當ニ其ノ通りナリシモ此主張ハ拋棄シタルナリト答ヘ

議長ハ更ニ本件ハ幹部會ニテ問題トナリタル處ニ國ハ細目ヨリ討議ヲ初ムルヲ可トストノ意嚮ナリシナリト指摘ス

「ジョーンズ」少將ハ今本專門委員會ハ各艦種ニ付一般原則ヲ定メントシツツアルモノナレハ本討議ハ幹部會ニテ行フヲ可トスヘシ且驅逐艦噸數ノ基礎ヲ協定スルニ際シテハ過渡期間ニ關スル米國側提案ニ留意スルヲ要スト述フ

議長ハ排水量、總噸數、艦齡等將來ノ勢力ニ關シ又ハ協定ニ達スル方法及期間ニ關シ協定ヲナス場合ニハ一國ノ便宜ニ適スル様長キ過渡期ヲ設クヘキハ勿論ナリ

噸數割當ノ大問題ヲ處理スル前ニ排水量、艦齡、備砲最大限等ニ關スル合意ノ細目ヲ討議シ得サルヤ否ヤハ重要ナル問題ナリ吾人ハ噸數割當ヲ論セストモ右細目ニ關シ多大ノ進捗ヲナシ得ルヤニ考フルモ右ニ賛同セラレスハ本件ヲ幹部會ニ移

スヘシト論ス

「ジョーンズ」少將ハ本朝ノ會合ハ單ナル意見交換ノ會合ニシテ何等決定ヲナス會合ニアラスト了解シ日本側ニ於テモ左様了解シ居レリト思フ處各國代表側ニ於テ研究ノ時日ヲ得ンコトヲ希望スル此際決定ヲ急クハ賢明ニアラス決定ハ強制セラレヘキモノニ非スト應ス

議長ハ其ノ言ハント欲シタル處ハ本日ノ討議ハ或點ニ關シテハ意見ノ相違頗ル少ナカリシモ合意ニ達スルニ至ラス從ツテ各代表側ニ於テ意見不一致ノ點ヲ更ニ考慮スルニ止メ其レ以上ニ進ムヘキモノニアラス然レトモ各國側ニ於テ考慮ノ後何時本件ヲ再議シ決定ニ達シ得ルヘキカヲ問ハントスルニ在リタリト辯ス

「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ本問題ヲ翌日討議スルノ用意アリト述ヘ米國側ノ主張スル所ハ細目ニ關スル決定ハ總噸數ニ關スル決定ニ從屬的ノモノナリト云フニアリト述フ

議長ハ明日本問題ヲ再討議シ且日本側ニ於テ用意アルニ於テハ決定ヲナスモ可ナリト述フ

小林中將ハ本問題ニハ討議スヘキ點二ツアリ英國側ノ意見ハ其ノ國家的要求ヲ示サントスルモノナリ日本側ハ米國側ノ意見ニ傾ケリ蓋シ海軍力ノ討議ニハ必然比率ノ問題ヲ包含スルヲ以テナリ元來所要噸數等ハ重大ナル政治問題タル比率ノ問題ト關聯セルヲ以テ我全權カ如何ニ討議ヲ進ムヘキヤヲ決定セサル限り此等ノ點ヲ討議スルコト困難ナリト答ヘ

議長ハ總噸數ノ問題ハ先ツ幹部會ニテ討議サルヘキモノトシ本會議ニ於テハ細目ヲ討議スルニハ異議ナカルヘシト述ヘ豊田大佐ハ日本側ハ明日右ノ基礎ニ於テ討議スル用意アリ此等重要問題ハ各全權ニ依リテ討議セラルヘキ問題ニシテ專門委員會ハ華府會議ニ於ケルカ如ク小問題ノミヲ取扱フヘキモノナリト述フ

議長ハ明日細目ヲ討議シ總噸數割當ヲ議セストスルモ出來得レハ討議事項ニ付專門委員會トシテ一種ノ合意ニ到達スルコトニ異議ナシト認ムル旨ヲ宣シ

「ジョーンズ」少將之ヲ承引ス

議長ハ右目的ノ爲ニ明日午前十時半再會スヘキ旨ヲ述ヘ日本側カ潜水艦ニ關シ何等情報ヲ得タリヤト問フ
小林中將訓電ヲ待チツツアリト答フ

議長ハ然ラハ日本側ニ於テ意見交換ヲナシ得ヘシト思考セラルル明後日ニ於テ潜水艦問題ヲ討議スルコトヲ得ヘシト述フ
「ジョーンズ」少將ハ米國側ハ其ノ際巡洋艦ニ關シ更ニ意見ノ交換ヲナシ得ヘシト述フ

議長ハ明後日ノ議題ハ明日之ヲ決定スルコトトスヘシト述フ
本會合ニ於テ決定セル公表文左ノ如シ

「専門委員會ハ驅逐艦級ノ討議ヲ行ヒ而シテ將來建造セラルル驅逐艦ノ性能ニ關スル豫備的意見交換ハ三國委員會間ニ於ケル多大ノ合意點ヲ表示セリ」

委員會ハ翌日午前十時三十分ニ再開スルコトニ決定セラル
午後十二時十分委員會閉會

第五、第五回専門委員會

一九二七年六月三十日（木曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將 エイチ、ビー、ジョーンズ

同 エイ、テイ、ロング

同 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 エイ、アンドリュース

同 ダブリュ、ダブリュ、スミス

英國側

英本國

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐 ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中將 オーブリー、スミス

提督 ダブリュ、ホース

海軍大佐 エイチ、ジェイ、フィックス

海軍少將 エイ、エフ、ビール

日本側

海軍中將 佐分利貞男

海軍少將 小林 躋造

海軍大佐 原 敢二郎

海軍大佐 堀 悌吉

海軍大佐 豊田貞次郎

海軍大佐 古賀 峯一

海軍中佐 小林宗之助

海軍中佐 野村直邦

海軍中佐 佐藤市郎

海軍造船中佐 藤本喜久雄

海軍大佐

エフ、アール、ドルベア
エイチ、アール、ムーア

白鳥敏夫

エイチ、アール、ハストン

海軍中佐

ドルーズ

佛國情報員
伊國非公式傍聴者

海軍大佐

ルスポリ

海軍中佐

ドン、ウムベルト、クジア、デイ、
サンタ、オルソラ

議長ハ前回驅逐艦級ノ備砲口径ニ關シテ合意成リ驅逐艦及嚮導驅逐艦ノ噸數艦齡問題ニ付意見ノ交換ヲナシタルヲ以テ本日モ右討議ヲ續行シ此種艦艇ノ最大噸數及艦齡ニ付適當ノ數字ヲ確定スルコトヲ得ヘシト前提シ

英國案ノ趣旨ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ノ排水量ヲ成ルヘク低下スルニアリテ右ハ自然驅逐艦ノ行動半徑ヲ小ニシ從テ其ノ威力ヲ減スルト共ニ經費ヲ節減スル所以ナリ米國側力嚮導驅逐艦ノ最大噸數ニ關シ三國以外ノ國家カ噸數大ナル艦艇ヲ建造スル傾向アルヲ懸念スルハ尤モナルモ三國間ニ其ノ相對的必要ヲ考慮ノ上排水量ヲ制限シ以テ他國ノ範タルヲ期スルコト望マシク他國力之ニ倣ハサル場合ハ制限ノ免除又ハ再議ノ規定ヲ設クレハ足ルヘキニ依リ日米兩國共其ノ原案ヨリモ多少低キ噸數ニ賛成センコトヲ希望スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國案原案ハ本艦種ノ最大排水量ヲ三千噸トシタルモ右ハ試驗的數字ニシテ特ニアル一國ヲ目標トシタルニ非ス現時嚮導艦ニ右程度ノ噸數ヲ有スルモノアル世界ノ實例ヲ基礎トシタルニ過キス

米國案ニ依ル此B艦種ノ最大排水量三千噸ヲ尙低下スルノ必要アリヤ否ヤハ考究ヲ要スルモ右艦種中嚮導艦ニ付テハ二千噸限度トスルニ異議ナク驅逐艦ニ付テモ低下ノ用意アリト述フ

豐田大佐ハ日本ハ嚮導艦ニ經驗ヲ有セサルカ故ニ數字ヲ舉クルコト困難ナルモ驅逐艦トノ間ニ噸數ノ差大ナラサルコト肝要ナリト述フ

議長ハ英國側ハ右ノ趣旨ニ同意ニシテ嚮導艦ヲシテ單ニ大型驅逐艦タルニ止マラシメ小型巡洋艦トナルコトヲ防止セサルヘカラスト信スル處然ラハ日本側ハ嚮導驅逐艦ハ米提議（二千噸）又ハ英提議（千八百五十噸）ノ何レニ贊同セラルルヤ尤モ最初ニ驅逐艦ノ制限噸數ニ付決定スル方好都合ナル處米國ハ驅逐艦千五百噸說ヲ頑トシテ支持セラルルヤ又ハ英國案千四百噸說ト妥協スル用意アリヤヲ承リ度シト問フ

「ジョーンズ」少將ハ米國ハ何レノ方面ニモ長キ航路ヲ要シ且海外ニ根據地ヲ有セス又之ヲ獲得スルノ意思モ有セサルヲ以テ各艦種ニトリ堪海性大ナルコトヲ特ニ必要トシ從テ絕對ノ必要ナキ限り驅逐艦千五百噸ノ限度以下ニ低下スルコト困難ナリ右英國案ヲ超ユル百噸ノ數字ハ米國ノ必要ヲ充タスニ足ルヘキト同時ニ驅逐艦全數ニ付テ見ルトキハ右超過ハ約一萬四千噸トナリ最大排水量ノ驅逐艦十隻ノ總噸數ニ足ラサル程ナリト説明ス

議長ハ英國最近ノ驅逐艦計畫噸數ハ千三百二十噸ニシテ米國ノソレハ千二百噸餘ナリ故ニ米國提案ハ其ノ現ニ建造シツツアルモノニ比シ明ラカニ増加ヲ示スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ此點ニ關シ議長ノ所言ヲ訂正センコトヲ欲シ未タ建造セサルモ最近米國ニ於テ計畫中ノ驅逐艦ハ通常排水量ニ於テ千七百噸基準排水量ニ於テ千五百噸ナリ右ハ米國ノ必要ニ適應スル最近ノ設計ナリト述フ

議長ハ右ノ千二百噸ナル數字ハ一九二一、一九二二ノ兩年ニ建造セル米國新驅逐艦噸數表ニ依レルモノナリト述フ

議長ハ日本側ノ意嚮如何ト小林中將ニ質問ス

豐田大佐ハ英米案ノ差ハ僅ニ百噸ナルモ千五百噸ヲ以テ日本側ハ至當ナリト認ムト述フ

議長ハ然ラハ致方ナク最大排水量千五百噸ニ同意スヘシト述ヘ

嚮導艦ニ付テハ驅逐艦トノ間ニ大ナル徑庭ヲ存セサルコト肝要ナルカ故ニ米國側カ二千噸ヨリ多少低下シテ英國案ト妥協

セラレムコトヲ望ム蓋シ嚮導艦ニ付驅逐艦ヨリモ大ナル排水量ヲ認ムルハ其ノ攻撃力ヲ増スタメニ非スシテ驅逐艦隊幹部ノタメ特別便宜設備ヲ設クルヲ目的トスルヲ以テナリト述フ

「ジョーンズ」少將ハ米國ハ十九隻ノ驅逐艦ヲ使用シ居リ内一隻ヲ嚮導艦用ニ供シ居ルモ右一隻ハ艦隊幹部ノ爲ノ設備不充分ニテ部員ヲ他ノ驅逐艦ニ分乗セシメ居ル有様ナル處右ヲ全部一艦ニ收容スル爲ニハ約二千噸ノ艦船ヲ要スル見込ニシテ右ハ驅逐艦ト僅ニ五百噸ノ差ニシテ而モ嚮導艦隻數ハ多カラサルヲ以テ總噸數問題ニ及ホス影響ハ大ナラサル次第ナリト説明ス

豐田大佐ハ驅逐艦トノ差ハ米國案ニヨレハ五百噸英國案ニヨレハ三百五十噸ニシテ日本側ハ何レニ贊スヘキヤ確タル意見ヲ述フルコト困難ナリ

議長ハ五百噸ハ驅逐艦噸數ノ三分ノ一増加ニシテ決シテ小ナリトセス英國側三百五十噸ヲ必要ナル最高量ト考フルモノナリ吾人ハ日米ノ見解ニ應スル爲驅逐艦噸數ノ増加ニ同意セリ故ニ米國側カ嚮導艦ニ付英米案ノ中間ヲ取り千八百五十噸程度ニ於テ一致センコトヲ望ムト述フ

「ジョーンズ」少將ハ既ニ述ヘタル通米國側ハ強イテ強硬ナル態度ヲトラントスルモノニ非ス米國側ハ將來ニ於テ嚮導驅逐艦乗組幹部ノ便宜ヲ計ル目的ヲ以テ右ノ數字ヲ提議セルモノニシテ今尙此目的ヲ満足セシムル艦船ヲ有スヘキヤ賢明ノ策ト信ス然レトモ米國側ハ議長ノ提議セラレタル千八百五十噸ノ艦型ヲ考慮スルタメ暫時休憩シタシト要求ス於茲委員會ハ約三十分休憩ス

「ジョーンズ」少將ハ協議ノ結果吾人ハ此場合米國原案ニ立還リテ協議スルコトトシタク元來米國案ハ三千噸ヲ境界トシテ巡洋艦（A艦種）ト驅逐艦（B艦種）ニ區別セル處先ツ右境界點ニ關シ如何ニ決定スヘキヤヲ協議シタク米國提案ハ三千噸ヲ以テ兩艦種ノ境界點トセルニ付此點ニ付決定成ル迄ハ何等意見ヲ述フルコト能ハスト述フ

議長ハ英國側トシテハ驅逐艦ノ最大排水量ニ付合意成ラハ右ハ自然B艦種ノ最大排水量ヲ決定スヘク境界點ノ問題ハ右

問題竝ニ巡洋艦ニ付最小排水量ヲ必要トスルヤノ問題ト關係アリ若シ最小排水量ヲ定ムルヲ欲セサルニ於テハ兩艦種ノ境界點ハ驅逐艦ノ最大排水量トナルヘシ換言セハ米國原提案ノ三千噸ハ巡洋艦ノ最小排水量協定セラレサル限り嚮導艦ノ最大排水量トナルヘシト論ス

「ジョーンズ」少將ハ水上補助艦ニ付二種ノ區別ヲ設クルノ主義ヲ採用ストセハ其ノ境界點ハB艦種ノ最大排水量タルヘシト述ヘ

更ニ議長ハA艦種ノ最小排水量トB艦種最大排水量トヲ定ムヘシトノ提議ヲナサシメタリト解スル處如何ト問フ

議長ハ未タ右ノ如キ確定的ノ提案ヲナサス三國カ之ニ付同意スル場合ヲ假定的ニ考ヘタルノミナリ何等合意ナシトセハ嚮導艦ノ排水量カ境界點トナルヘシト述フ

「ジョーンズ」少將ハ兩艦種ノ境界點ヲ定メ各艦種ニ付總噸數ヲ定ムルコトトシタク境界點ニ付テハB艦種ノ最大排水量ニ依ルコトトシタク此場合B艦種ニ付定メラルヘキ總噸數ハ全部驅逐艦ヲ以テ占ムルコトヲ得ルモ嚮導艦ハ右全部ヲ占ムルコトヲ得スシテ單ニ一部ノミヲ占メ得ルコトトシタシト述フ

議長ハ右ハ驅逐艦ノ最大排水量ニ付合意成ルヤ否ヤノ問題ト關係アリ若シ米國原案ノ如ク單ニ三千噸ヲ境界點トシ驅逐艦ニ付最大排水量ノ定メナシトセハアル國ハB艦種ノ總噸數ヲ全部三千噸ノ巡洋艦ニ充テ驅逐艦ハ一隻モ造ラサルコトアルヘシサレト總噸數ト共ニ驅逐艦ノ最大排水量定マルニ於テハ右排水量以上ノ驅逐艦ヲ造ル能ハサルヘシ「ジョーンズ」少將ハ米國原案ニ立チ還リAB兩艦種ノ境界點ヲ定メ之ヲ三千噸トスヘシト云フニアリテ嚮導艦ノ最大排水量ヲ定ムルノ意思ナク三千噸以内ハ如何ナル型ニテモ作り得ルモノト解スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ハ素ヨリ米國ノ原案ニシテ嚮導艦ヲ含ム驅逐艦ト巡洋艦トノ境界點ヲ設ケ得ルヤ否ヤハ別問題ナリ米國ハ或ル國ノ嚮導驅逐艦カ現在右範圍内ノモノナルヲ以テ三千噸ヲ提議シタル次第ナルモ右數字ヲ如何ナル程度マテ低下スヘキヤカ問題ナリト述ヘ

議長ハ英國側ハ右ハ嚮導艦ノ最大排水量タルヘキヲ提議スト述フ

「ジョーンズ」少將ハ右ハA B兩艦種ノ境界點ハ驅逐艦ノ最大排水量タルヘキヲ意味スルヤ然ラハ巡洋艦ニ付最小排水量ヲ定ムルノ問題ハ如何セラルルヤト問フ

議長ハ英國側ハ右ヲ提議スル意思ナシト答フ

「ジョーンズ」少將ハ然ラハ巡洋艦ノ最小排水量ハ事實驅逐艦ノ最大排水量タルモノト解ス

之ハ信義ノ問題ナルモ若シ一國カ巡洋艦級ノ總噸數又ハ隻數中ヨリ小巡洋艦ヲ建造シ之ヲ驅逐艦隊指揮用ニ供スルコトトナラハ英國ハ之ヲ如何ニ見ルヤト問フ

議長ハ右ノ如キ場合ハ嚮導艦ハ巡洋艦總噸數中ヨリ振り當テラルルニ付ヨリ強力ナル巡洋艦ノ噸數ヲ減スル結果トナリ從テ大ナル問題トナラサルヘシト答フ

「ジョーンズ」少將ハ議長ノ回答ニ満足ノ謝意ヲ表シ更ニオ尋ネシタキハB艦種ニ付總噸數決定ノ場合驅逐艦ニ付定メタル千五百噸ノ限度ヲ超エサルニ於テハA艦種ニ於ケルト同シク總噸數以內ニ於テ必要トスル如何ナル型ノ艦ヲモ建造シ得ル次第ナリヤト問フ

議長ハ右ノ通ナリ驅逐艦ハ五吋砲千五百噸ヲ超エサル限リ備砲、水雷、機雷其ノ他ノ武裝ヲ施スコトヲ得ヘク既ニ決定セラル口徑以外ノ武裝ニ付テハ今後討議ノ目的タルヘシト答フ

「ジョーンズ」少將ハ然ラハ英國側ハ假ニ千八百噸ノ境界點ニ同意スヘシト述フ

議長ハ右譲歩ニ對シ深厚ナル謝意ヲ表ス

「ジョーンズ」少將ハ英國側ハ千五百噸ヲ多少ナリトモ超ユルモノハ嚮導艦ニシテ右噸數以下ハ本艦種總噸數ノ範圍内ニ於テ如何ナル型ノ艦ヲモ建造シ得ヘキ意嚮ト了解スト述フ

議長ハ日本側ハ嚮導艦ヲ千八百五十噸トシ同時ニ之ヲ兩艦種ノ境界點タラシメントスル米國ノ譲歩案ニ賛成セラルルヤト

問フ

小林中將ハ右ニ異議ナシト答フ

「エジャートン」大佐ハ日本側參考ノ爲メ説明スヘシ英米兩國ハ驅逐艦ハ千五百噸限度トシ備砲、水雷、機雷其ノ他ノ有無ニ係ラス速力十八節ヲ超ユルトキハ驅逐艦トシテ取扱ハレ千五百乃至千八百五十噸ニシテ十八節以上ナルトキハ嚮導艦トシテ取扱ハレシ嚮導艦ト驅逐艦ノ總噸數ハ一括シテ定メラルヘク唯嚮導艦ハ其ノ中一定噸數以上ヲ建造スルヲ得サルモノトス尙未タ合意成リタル譯ニハ非サルモ「ジョーンズ」少將ハ嚮導艦ノ割當噸數ハ驅逐艦ニ充ツルコトヲ得ルモ驅逐艦ノ割當噸數ハ嚮導艦ニ充ツルコトヲ得サル旨ヲ提議ヲナシ居ル次第ナリト説明ス

「ジョーンズ」少將ハ右ノ通ノ了解ナリ而シテ米國ハA B兩艦種ノ境界點ヲ二千噸ノ代リニ千八百五十噸トスルコトニ同意セリト述フ

豊田大佐ハ千八百五十噸以上ハ巡洋艦ソレ以下ハ驅逐艦、嚮導艦其ノ他艦種ノ如何ヲ問ハス唯備砲五吋限度トス日本側ハ右了解ニ同意スル用意アリ但日本提案ニハ艦齡ニ關シ三千噸以上ノ艦艇ハ十六年ソレ以下ノモノハ十二年トナリ居レリト述フ

議長ハ米國ハ又驅逐艦級ノ總噸數内ニ於テ嚮導艦及驅逐艦ノ各々ニ付一定ノ比率ヲ設クヘキヲ提議セル處英國ハ自國ノ慣行通り驅逐艦八隻ニ付一隻ノ嚮導艦ヲ有セントスルモノナリト述ヘ

「エジャートン」大佐ハ右ハ總噸數二二一、六〇〇噸トナルヘク其ノ中二九、六〇〇噸ハ嚮導艦ナリト述ヘ

議長ハ右ハ大體總噸數ノ一割六分ニ當ルト追加説明ス

「ジョーンズ」少將ハ千五百噸以上ノ艦艇ハB艦種總噸數中一割六分ヲ超エサルヘキコトヲ提議ス

豊田大佐ハ右案ニ依レハ千五百噸以上ノモノハ一割六分ナルモ千五百噸以下ノモノナラハ總噸數ノ十割ヲ之ニ當ツルコトヲ得ルモノト了解スト述ヘ小林中將ハ日本側ハ右ニ賛成ナリト述フ

議長ハ然ラハ總噸數中全部ヲ千五百噸以下ノ艦ニテ充シ得ルモ千五百噸以上千八百五十噸以下ノ嚮導艦ハ總噸數ノ一割六分ヲ超ユヘカラサルコトニ合意成レルコトスヘシト述ヘ

次ニ艦齡問題ニ入ラン英國ハ二十年米國ハ十六年乃至十七年日本ハ十六年ヲ提議セル處艦齡ノ長キハ經費ノ點ヲ別トスルモ軍備ノ負擔ヲ減シ又攻撃力小ナル艦ヲ存置スルコトナルヘシ英國政府ハ本問題ヲ攻究シ昨年考慮セル處ヨリモ尙一層艦齡ヲ延長シ得ル方法ヲ講シ得タリ就テハ米國政府ハ十六年以上ニ艦齡ヲ増加スルノ用意アリヤ承リ度シト質ス

「ジョーンズ」少將ハ華府條約ハ或ル場合ニ於テ一定ノ年齡ニ達シタルモノハ強制的ニ廢棄セラルヘキコトヲ定メタルモ今次米國原案ハ艦齡到達後艦ヲ廢棄スヘキヤノ問題ハ個々ノ關係國ノ裁量ニ一任シアリ唯問題ハ廢棄シタル場合何時代換ヲ行ヒ得ルヤニ在リ而シテ米國ハ英國ノ如ク此種艦ノ長期保存方法ヲ有セサルヲ以テ此點ハ原案通十六年說ヲ可トス米國案ハ日本案ト一致シ且氣候其ノ他ニ關スル日本ノ主張ヲアル點迄認ムルモノナリ大體前述ノ趣旨ナルモ吾人ハ日本側ノ同意スル點迄讓歩スル積リナリ但二十年ハ長キニ失スト考フト述フ

豐田大佐ハ日本側ハ本件ニ付周到ナル調査ヲ行ヒタルモ水雷艇及驅逐艦艦齡統計研究ノ結果自國ノ經驗ニ鑑ミ十五年ノ艦齡ヲ有スルモノハ二三隻ニ過キサルコト判明シタルニ付日本海軍ニ於テハ十六年ヲ最長限トシタク本件ハ尙研究スヘキモ目下ノ處昨日讓歩シテ十二年ヨリ十六年ニ増加シタル以上ニ出ツル能ハスト述フ

議長ハ日本側カ今少シク艦齡延長ニ讓歩セラレンコトヲ希望スルモ委員會ニ於テハ假ニ驅逐艦々齡十六年ニ一致シタリト決定スヘシ尤モ右ハ代換年齡ニシテ右年齡以後モ代換ヲ行ハスシテ保有スルコトハ各國ノ自由ナリト述ヘ

次ニ驅逐艦問題ニ付殘ルハ總噸數問題ノミナリ專門委員會ニ於ケル假ノ合意ハ何時ニテモ全般ヨリ再考セラルヘキモノナルモ若シ吾人ニシテ今本問題ニ付假ノ合意ニ達シタルコトヲ幹部會ニ報告シ得ルニ於テハ右ハ非常ナル進歩ナルヘシト前提シ英國ハ今日合意成レル最大單艦噸數ノ下ニ於テ二二一、六〇〇噸ヲ要求ス各國側參考ノ爲日米兩國ヨリモ要求數字ノ申出アリ度シト希望ス

「ジョーンズ」少將ハ米國ハ第一回總會ニ於テ述ヘタル通り何レノ艦種ニ付テモ日英ノ同意スル最モ低キ數字ヲ承諾スヘキカ故ニ差當リ一定ノ數字ヲ舉クルコトヲ控ヘタシ但今日委員會ニ於テ合意ニ達ストモ右ハ假ノ合意トシ巡洋艦及出來得レハ現狀ヨリ新狀態ニ互ル過渡時ノ措置方ニ付決定成ル迄ハ之ヲ總會ヘ報告スヘキ最終決定ト爲スコトヲ避ケタシ英國ノ提議ハ米國原案ニヨル最大及最小數字ノ中間ニ在リト述ヘ

小林中將ニ對シ日本カ本件數字ヲ提出スルノ用意アリヤト問フ
豐田大佐ハ日本側ハ未タ本件數字ヲ提出スルノ用意ナシト述フ

議長ハ專門委員會カ今日迄ニ到達シタル假ノ合意點ヲ幹部會ニ報告スヘキヤ否ヤヲ諮ル

「ジョーンズ」少將ハ各國全權ハ既ニ委員會ノ經過ヲ十分承知シ居レリ報告ヲ總會ニ提出セラルル以前ニ各艦種總噸數ニ付大體ノ合意ヲ遂ケ過渡時ノ措置方ヲ攻究スルノ便ニ資スルコト好都合ナルヘシト提議ス

議長ハ之ニ同感ノ意ヲ表シタルモ幹部會ハ本件數字ノ一部ヲ公表セント欲スルヤモ知レス且今日迄ニ到達セル一致點ヲ幹部會ニ報告スルニ先チ之ヲ專門委員會ニ於テ公表スルコトハ面白カラサルヘシト述ヘ

總噸數問題ハ別トシテ今日迄ニ到達セル一致點ニ關スル問題ヲ決定スル爲幹部會ヲ召集スルヲ可トスルヤ否ヤハ各國全權ノ決定スヘキコトト信スト述ヘ

「ジョーンズ」少將ハ之ニ同意ス

議長ハ尙本日日米兩國側カ妥協ノ精神ヲ發揮シテ英國案ニ接近シ遂ニ一致點ヲ見ルニ至レルハ感謝ニ堪ヘスト述ヘ
明日ノ議題ニ關シ日本側ハ潛水艦問題ヲ討議スル用意アリト了解スル旨及米國側ハ巡洋艦問題討議ニ今少シ餘裕ヲ希望スルカ故ニ明日ハ潛水艦問題ヲ討議スルコトトシ度シト述フ

「ジョーンズ」少將ハ之ニ同意シ米國側ハ巡洋艦問題ヲ土曜日討議シ得ヘシト述フ

議長ハ若シ明日潛水艦問題ニ付討議進歩スルニ於テハ土曜日之ヲ完了シ困難ナル巡洋艦問題ニ入ルコトトシ度シ何レ此點

ハ明日決定スルコトトスヘシト述フ
新聞公表文左ノ通決定ス

「専門委員會ハ嚮導驅逐艦及驅逐艦ヲ包含スル米國提案所謂B艦種ノ小型水上補助艦問題ヲ討議シ此種艦艇ノ特質ニ付
假協定ニ達シタリ

明七月一日午前十時半潛水艦ノ特質ニ付討議ヲ行フニ決セリ」

午後一時十分委員會閉會

第六、第六回専門委員會

一九二七年七月一日（金曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將

エイ、ライ、ロング

同

エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐

エイ、ジェイ、ヘバーン

同

エイ、アンドリュクス

同

ダブリュ、ダブリュ、スミス

海軍中佐

エイチ、シイ、トレイン

英國側

英本國

海軍中將

サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐

ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中將

オーブリー、スミス

提督

ダブリュ、ホース

海軍大佐

エイチ、ジェイ、フイクス

海軍少將

エイ、エフ、ビール

加奈陀
濠太利
新西蘭

日本側

佐分利貞男

海軍中將

小林 躋造

海軍少將

原 敢二郎

海軍大佐

堀 悌吉

海軍大佐

豊田 貞次郎

海軍大佐

古 賀 峯一

海軍中佐

小林 宗之助

海軍中佐

野 村 直邦

海軍中佐

佐 藤 市郎

海軍造船中佐

藤 本 喜久雄

海軍少佐

水 野 恭助

海軍大佐

エフ、アール、ドルベア

海軍大佐

エイチ、アール、ムーア

白 鳥 敏夫

エイチ、アール、ハストン

總書記局側

佛國情報員

伊國非公式傍聽者

一九二
海軍中佐 ドルボー
海軍大佐 ルスボリ
海軍中佐 ドン、ウムベルト、クシア、デイ、
サンタ、オルソラ

議長ハ只今米國海軍ノ「バード」中佐カ「ノルマンディ」ノ海岸ニ上陸シタル報ニ接シタリトテ米國ニ衷心ノ祝意ヲ表ス
「ロング」少將之ニ對シ謝意ヲ述フ

議長ハ之ヨリ潛水艦問題ヲ討議スヘシト云ヒ本問題ニ付テハ從來一、二回私的會合行ハレ各國原案ニ付攻究ヲ遂クルノ時間アリタル處米國側ハ本件ニ付何等提案ノ變更又ハ其ノ他ノ申出ヲセラルル者ナキヤト問フ

「ロング」少將ハ米國側ハ他國案ニ付同情的考慮ヲ遂ケタルモ米國案ヲ最良ト思惟ス尤モ結論ニ關スル他國側ノ見解ハ喜ンテ之ヲ承リ度シ

尙三國ノ各提案ヲ明瞭ニシ且記錄ニ留ムル爲茲ニ改メテ之ヲ表明スルコトシタシト提議ス

議長ハ米國ノ提案ハ英米ノ總噸數ヲ各六萬乃至九萬噸トシ日本ニ三萬六千噸乃至五萬四千噸ヲ與フルニ在リト説明ス

豐田大佐ハ日本側ハ七百噸以下ノ潛水艦ヲ制限外ニ置クヘキヤ否ヤニ付未タ本國政府ノ回訓ニ接セサルヲ以テ本件ニ付提議スルコトヲ得ス

總噸數問題ニ付テモ前記問題決定セサル間ハ何等述フルコト能ハサルモ日本原案ニヨルトキハa、b、cノ和ヨリdヲ減シ日本側噸數約七萬噸トナルヘシト述フ

議長ハ英國案ハ潛水艦ヲ二種ニ分チ其ノ各々ニ付最大排水量ヲ定メ備砲ヲ五吋限度トシ出來得レハ隻數ヲ定メ又總噸數ヲ討議スヘシト云フニ在リ

右二種ニ分ツ理由ハ海洋ニ於テ攻撃用ニ供セラルル大型潛水艦ニ對スル總噸數ヲ定メ又行動半徑比較的小ニシテ局地的防禦用ニ供セラルル小型艦ニ付一定ノ噸數ヲ得ントスルニ在リ

右ノ趣旨ニ依レハ何等合意ニ達スルコト容易ナルヘク又總噸數ハ少クトモ大型ノモノニ付テハ成ル可ク低キ程度ノモノトシタキ希望ヲ有ス尤モ他國側カ右二種ノ區別ニ付同意スルヤヲ承知セサレハ討議ヲ進メ兼ヌル處日本側ハ此點ニ付訓令ヲ有セサルモ本件ノ討議ヲ行フニハ支障ナカルヘク日本カ結局六百噸以下ノ潛水艦ヲ制限外ニ置カサルコトニ同意セサル場合ニハ討議ノ結果到達スルコトアルヘキ同意ニ付變更ヲ加フルコトセハ可ナラム吾人ハ日本政府カ潛水艦問題ニ付英國案ノ趣旨ニ賛成セラレムコトヲ望ムト述フ

豐田大佐ハ六百噸以下ヲ制限外トスルコト以外ノ問題ニ付テハ討議ノ用意アリト答フ

議長ハ本問題ハ既ニ水上艦ニ關シ討議セラレ六百噸ニ限度ヲ置クコトニ協定成リ居レリト指摘ス

豐田大佐ハ之ヲ了承シタルモ第一回委員會ニ於テ英米共ニ七百噸以下ノ潛水艦ヲ制限外トスルコトニツキ主義上反對シタリト述フ

議長ハ然リ反對セリ蓋シ六百噸ノ潛水艦ト雖モ行動距離大ナラサル時ハ攻撃的武器トナルヘケレハナリ米國モ此點ニ付同意見ナリト解スト述フ

「ロング」少將ハ潛水艦ヲ制限外トスルコトニハ反對ナリト述フ

豐田大佐ハ日本側ハ他ノ點ニ付討議スルノ用意アリト述フ

「ロング」少將ハ米國側モ同様ナリト述ヘ然レトモ總噸數ト制限免除トノ二點カ決定セサルニ於テハ討議事項ハ極メテ局限セラルヘシ米國ノ期スル所ハ潛水艦ノミナラス一切ノ補助艦ヲ最低限度ニ縮小セントスルニアリ米國側ハ勿論喜ンテ討議ニ入ルヘキモ制限外ノ件ニ付テハ未タ決定シ居ラサルコトヲ記憶セラレ度シト述フ

議長ハ將來建造スル潛水艦ノ最大排水量ヲ討議シテハ如何ト提議ス

「ロング」少將ハ潛水艦排水量ノ問題ハ水上艦ト多少異ナル本會議ノ關スル限リニ於テ排水量ノ意義ヲ定ムルコト必要ナルヘシト述フ

議長ハ吾人カ排水量ト云ヘハ水上排水量ニシテ水中排水量ヲ意味スルモノニ非ス又從來ノ討議ニ於テハ華府基準排水量ニ依リタルニ付潜水艦ニ付テモ之ヲ用フルコトトシタシト述フ

「ロング」少將ハ排水量ニ付左記ノ通定義セハ明瞭ニシテ包括的ナラムト提議ス

『潜水艦ノ基準排水量トハ工事完成シ乗員ヲ充實シ機關ヲ据附ケ且航海準備（一切ノ武器彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用糧食及各種需品並戰時ニ於テ裝備スヘキ各種ノ要具ノ搭載ヲ含ム）完成シ唯燃料機械油、一切ノ清水又ハ「バラスト」用水ヲ搭載セサル艦ノ水上排水量（非水防部ノ水ヲ除ク）ヲ謂フ』

「エヂャートン」大佐ハ右ハ潜水艦ニ付水上艦ノ華府基準排水量ニ出來得ル限り準據シタルモノナリト述フ

「スコフィールド」少將ハ主タル相違點ハ水ニ關シテナリ

潜水艦ハ二次電池用清水ト乗員用清水ヲ搭載スルカ故ニ満足ナル結果ニ到達スル爲ニハ一切ノ水及機械油ヲ除去シテ攻究スルコト可然ト思惟スト述フ

「エヂャートン」大佐ハ乗員ノ充實トハ各員ノ行李ヲ含ムモノト解ス（尤モ右重量ハ一定セサルモ）ト述フ

議長ハ英國側ハ米國側ノ定義ヲ假ニ採用スヘク右ニ付本國ニ通牒スヘシ尤モ大ナル困難アリトハ思ハレスト述ヘ

「エヂャートン」大佐ハ「乗員ノ充實」ナル語ハ華府條約中水上艦ニ關シ用ヒラレ居リト述フ

議長ハ水ノ點ヲ除キ事實上華府條約中水上艦ニ關スルモノト同シ故ニ日本側モ之ニ異議ナキコトト思考スト述フ

豊田大佐ハ日本側モ假ニ之ヲ採用スヘシト答フ

議長ハ今ヨリ潜水艦最大排水量ニ關シ討議スヘシトテ英國案ハ千六百噸ナリト述フ

「ロング」少將ハ米國案ハ潜水艦ニ付最大排水量ヲ提議シ居ラス又之ヲ定ムルヲ好マサルモ定ムトセハ千七百噸以下ニ同意スルコト困難ナリト主張ス

議長ハ米國ハ潜水艦ノ排水量ヲ出來ル丈低クスル方針ナリシト了解スト述フ

「ロング」少將ハ然ラス、最大排水量ヲ定メサル方可ナリト信スルモ協調ノ精神ニヨリ千七百噸ニ同意スル次第ナリト述フ

豊田大佐ハ日本ハ千四百乃至三千噸ノ潜水艦ヲ多數建造シツアルカ故ニ二千噸ヲ提議スルモノナリ二千噸以上ノ潜水艦ハ他ノ目的ノ爲例ヘハ商船攻撃用ニ供シ得ヘク日本ハ軍艦攻撃用トシテ承諾シ得ヘキ最大排水量トシテハ二千噸以下ニ下ルコト困難ナリ日本ニ於ケル海及氣溫ノ狀況ハ水兵ノ生活ヲ不愉快ナラシメサル爲ニ廣キ「スペース」ヲ要シ實際ノ經驗ヨリ右數字ヲ提議スル次第ナリ尤モ一切ノ燃料及水ハ右噸數中ニ包含セラレスト述フ

議長ハ本件ニ關シテハ意見ノ相違甚タシキカ故ニ考慮ノ爲討議ヲ明日迄延期スヘシ英國側トシテハ燃料及清水ヲ除キ千六百噸アレハ潜水艦トシテハ實際何等不足ヲ感セサルモノト思惟ス吾人ノ計算ニ依レハ右噸數ノ潜水艦ハ約一萬哩以上ノ行動半徑ヲ有スト述フ

豊田大佐ハ日本ニ於ケル諸條件及造船技術ハ英米ノソレト著シク異ナルカ故ニ二千噸ノ數字ハ日本ノ必要視スル處ナリト主張ス

議長ハ次ニ英國案ノ潜水艦ヲ二種ニ區分スルノ提議ニ移ラムト述ヘ英國案ノ趣旨ハ若シ右區別ヲ設ケスシテ如何ナル型ノ潜水艦ヲモ建造シ得ヘシトセハ假令總噸數ヲ設クルモ潜水艦ノ攻撃力ヲ著シク制限スルコトトハナラサルヘシ一國カ潜水艦ノ全部ヲ一千噸以上ノ排水量ヲ有スル行動半徑大ナルモノノミトスルトキハ攻撃力頗ル大ナルカ故ニ之ヲ制限シ約一千噸以上最大排水量迄ノ潜水艦ノ總噸數ヲ定メ又別ニ六百噸以下ノ潜水艦ノ總噸數ヲ定ムヘキナリ英國潜水艦中行動半徑最モ大ナル潜水艦ハ八百噸内外ノモノニシテ此型ノ艦ヲ公平ニ制限スルヲ得ハ其ノ利益大ナルヘク英國最近ノ計畫ニヨル潜水艦ハ千五百噸内外ノモノナリ

小林中將ハ大型艦ニ付最小排水量ヲ定ムルコトニ同意セラルルヤト問フ

豊田大佐ハ大型ノ艦ニ最小排水量ヲ定メントスル理由如何ト質ス

議長ハ攻撃力ヲ減殺センカ爲ナリ千七百噸（假ニ米國案ニ依ル）乃至千噸ノ潜水艦ヲ造ルトセハ總噸數ノ範圍内ニ於テ建

造シ得ル隻數ハ大ナラサルヘキモ最小排水量ヲ定メスンハ千噸以下ノ潛水艦ヲ遙カニ多數建造シ得ヘク右ハ攻撃力ヲ増加スルコトナルヘシ

英國案ノ下ニ於テハ此點ヲ各國ノ自由ニ委スルニ比シ大ナル制限ヲ行ヒ得ル次第ナリト説明ス

豐田大佐ハ英國原案ハ隻數制限ニ在リタルニ今ヤ英國側ハ總噸數主義ヲ優レリトセラルルカ如シト述フ

議長ハ意見ヲ變シタルニ非ラサルモ此點妥協セントスルナリト答フ

豐田大佐ハ總噸數主義ニ對スル妥協トシテ最小排水量ヲ設クルコト必要ナルヘシト述フ

議長ハ英國ハ各型ニ付隻數ヲ嚴ニ制限スルヲ好ミタルモ日米ハ總噸數主義ニ依レリ日本側ハ妥協ノ爲總噸數内ニ於テ如何ナル型ノ潛水艦ニテモ建造シ得ヘシトスルノ主義ヲ固執スルコトナク隻數ニ付或ル制限ヲ設ケ而モ英國原案ニヨル隻數制限ニ非スシテ大型潛水艦ニ付最小排水量ノ制限ヲ設クルコトニヨリテ隻數ノ制限ヲ行フコトトスルニ贊成セラレ間數ヤト問フ

「ロング」少將ハ英國カ右二種ノ潛水艦ニ付定メントスル比率又ハ隻數ヲ承知スルヲ得ハ幸ナリト述フ

議長ハ英帝國ノ爲概數ヲ述フヘシ尤モ他國ニ於テ之ヨリ異ナリタル比率ヲ更ニ適當ナリト思惟スルコトモアルヘク吾人ハ敢テ之ヲ爭ハントスルニ非ス英國ハ大型艦ハ最大及最小排水量ノ範圍内ニ於テ四十乃至四十五隻六百噸以下ノ小型艦ハ十五乃至二十隻何レノ場合ニモ合計六十隻ヲ得度ク即總噸數ノ中大型ハ約三分ノ二小型ハ約三分ノ一ナリト述フ

「エヂャートン」大佐ハ右ニ依ルトキハ總噸數ハ三國意見交換ノ結果定マルヘキ最大排水量ノ如何ニ依リ決定セラルヘキモ何レニスルモ七萬六千乃至八萬一千噸ノ間ニ在リト追加ス

「ロング」少將ハ英國案ハ大型艦ノ最小限ハ千噸小型ノ最大限ハ六百噸ニシテ六百噸乃至千噸ノ型ハ之ヲ認メスト云フニ在リヤト問フ

議長ハ然リト答フ

「ロング」少將ハ會議ニ於テハ各國殊ニ日英米ノ異ナリタル事情ヲ考察セサルヘカラス故ニ米國案ハ總噸數ノ範圍内ニ於テハ各國ハ其ノ必要ト認ムル處ニ從ヒテ自由ニ艦艇ヲ建造シ得ルコトセリ吾人ハ英國案ニ同情的考慮ヲ加フヘキモ潛水艦ノ制限免除及總噸數問題カ如何ニ處理セラルルヤヲ見ルニ非サレハ何等云フコト能ハスト述フ

議長ハ自分ハ寧ロ潛水艦ノ制限免除ハナキモノト豫想シ居タリ然ラサルニ於テハ事實上無數ノ潛水艦建造ヲ認ムルコトトナルヘシト論ス

豐田大佐ハ日本ノ立場ハ六百噸以下ノ潛水艦ハ制限外ニ置キ最大排水量ハ二千噸トシ其ノ範圍内ニ於テ各國ハ自國ノ必要ニ應ジ適當トスル種類ノ艦ヲ建造シ得ヘシト云フニ在リ本件ハ尙考慮ノ上明日討議スルコトトシタシト提議ス

議長ハ次ニ潛水艦ノ備砲口徑問題ニ入ラム英國ノ提案ハ五吋以上ヲ認メスト云フニ在リト述フ

「ロング」少將及豐田大佐右ニ同意ス

議長ハ次ニ新艦ノ代換年齡問題ニ移ラム英國案ハ十五年ナリ英國ハ艦齡ヲ成ルヘク長カラシメントヲ切望シ研究ノ結果十八年迄延長シ得ヘキヲ確メタルモ他國ノ意嚮ヲモ考慮シテ十五年トセリ右ハ新艦ニ付テ云ヘルモノニテ華府條約前建造済ノモノニ適用ナシト述フ

「ロング」少將ハ米國案ハ日英兩國ノ提案ノ中間ニアルカ故ニ日本ノ所言ヲ聞カムト欲ス米國案ハ十三年ナリト述フ

議長ハ英國側ハ潛水艦ヲ二種トシ其ノ各ニ付異ナル代換年齡ヲ定メントシツツアルニ鑑ミ十四年トスルニ異議ナシト述フ豐田大佐ハ日本案ハ十二年ナリ日本ハ本件ヲ驅逐艦艦齡ト關聯シテ攻究セルモ本提案ヲ變更スヘキ理由ヲ發見スルコト能ハサリキ但大型艦ニ付異ナル年齡ヲ定ムルノ新提議ハ未タ研究セサルカ故ニ本件再考スヘシト述フ

議長ハ大型小型ノ潛水艦ニ付異ナル年齡ヲ定ムルノ件ハ明日討議スヘシト宣シ

最後ニ一言シタキハ各種ノ艦艇ノ性能及新艦艦齡ニ關シ合意ニ達スルトスルモ必シモ右性能ニ該當セス又ハ右艦齡ノ適用ヲ欲セサル相當數ノ現存艦艇アルヘシ此等ノ艦艇ヲ處理シ及總噸數ノ關係ニ於テ右艦艇ノ所屬スヘキ艦種ヲ定ムル爲各國

ハ右特別ノ取扱ヲ受クル艦艇表ヲ作ルコト便利ナルヘク該表ニ付私的會談ヲ遂ケテ合意ニ達シタル後之ヲ委員會ニ提出シ
討議ニ時ヲ費スコトナクシテ採決スルコトシ度シ本件ハ稍面倒ナルモ合意ニ達スルコトハ困難ニ非サルヘシ右ハ制限免
除艦、驅逐艦、潛水艦及巡洋艦ノ各艦種ニ關係アリト述フ

「エヂャートン」大佐ハ現存艦艇ノ代換ニ關シテハ總噸數問題ニ付合意成ル上ハ右艦艇カ此總噸數ヲ超エサルコトスレハ
足ルヘク從テ總噸數問題ニ付合意成ル限リ現存艦艇ノ定年問題ハ討議ノ要ナカルヘシト述フ

議長ハ新艦艦齡ニ達セサル艦艇ハ代換ヲ行ハサルコトニ合意成ルトモ右ハ一定ノ日附以前ニ建造セラレタル艦艇ニハ適用
ナキコトトスヘシ故ニ右合意ノ適用アルヘキ新艦トハ如何ナル日附以後ノ建造ニ係ルヤヲ明ニスル必要アリ英國ハ華府條
約ノ日附ヲ豫想シ居ル處之ニ付先ツ同意ヲ得タシト述フ

「ロング」少將右ニ同意ス

議長ハ右趣旨ニ依リ各國ハ艦艇表ヲ作ルコトシタシ

「エヂャートン」大佐ハ「華府條約批准ノ日」即一九二三年八月十七日トスル要アルヘシト述フ

「スコフィールド」少將之ニ對シ然リト述フ

於是各國ハ一切ノ艦船ヲ通シ前記日附以前ノ建造ニ係ル艦艇表ヲ作り之ヲ相互ニ交換シテ攻究シタル後此等艦艇ノ措置方
ヲ講スルコトニ合意成レリ

「エヂャートン」大佐ハ各國ハ豫備的ニ艦艇表ノ交換ヲシテハ如何ト提議シ「ロング」少將之ニ同意ス

議長ハ明日潛水艦問題ヲ續行シ巡洋艦問題ハ多クノ討議事項アルヲ以テ考慮ノ時間ヲ與フル爲五日ヨリ之ヲ始ムルコトト
スヘシト宣ス

新聞公表文左ノ通決定ス

「專門委員會ハ潛水艦ノ性能ニ付豫備的討議ヲ行ヒ各國原案ニ關シ詳細ナル資料ヲ交換シタル後各國側共諸提案ニ付慎重

攻究ヲ遂クルコトトシ明日討議ヲ續行スルニ決セリ

今日迄委員會ニ於テハ専ラ各艦種ノ性能ニ付討議ヲ行ヒ若干ノ假協定ニ達シタリ尤モ右假協定ハ總會ニ於テ各艦種ノ總噸
數及隻數ノ主要問題ニ付決定ヲ見タル後更ニ修正セラルルコトアルヘシ」

正午十二時委員會閉會

第七、第七回專門委員會

一九二七年七月二日（土曜日）於壽府

出席者

米 國 側

海軍少將 エイ、テイ、ロング

同 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 エイ、デエイ、ヘバーン

同 エイ、アンドリュウス

同 ダブリュ、ダブリュ、スミス

海軍中佐 エイチ、シイ、トレイン

同 エイチ、エイチ、フロスト

英 國 側

英 本 國

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐 ダブリュ、エイ、エヂャートン

加奈陀
濠太利
新西蘭
日本側

海軍中將
提督
海軍大佐
海軍少將
オーブリー、スミス
ダブリュ、ホース
エイチ、ジェイ、フィークス
エイ、エフ、ビール

佐分利貞男
海軍中將
海軍少將
海軍大佐
海軍大佐
海軍大佐
海軍大佐
海軍中佐
海軍中佐
海軍中佐
海軍中佐
海軍造船中佐
海軍機關少佐
海軍少佐
小林 躋造
原 敢二郎
堀 悌吉
豊田 貞次郎
古賀 峯一
小林 宗之助
野村 直邦
佐藤 市郎
藤本 喜久雄
柳 原 博光
水野 恭助

總書記局側

エフ、アール、ドルベア

海軍大佐

エイチ、アール、ムーア
白鳥 敏夫

海軍中佐

エイチ、アール、ハストン

海軍大佐

ドルボーズ

海軍中佐

ル ス ボリ

海軍中佐

ドン、ウムベルト、クジア、デイ、
サンタ、オルソラ

佛國情報員

伊國非公式傍聴者

議長ハ潜水艦問題討議ノ再會ヲ宣シ合意ニ達シタルハ備砲口徑ヲ五吋トナス點ノミナルニ依リ本日ノ會合ニ於テハ其ノ他
ノ點ニ付協定ニ一步ヲ進ムルヲ要ス

備砲問題ニ次キ未協定ノ第一點ハ最大排水量問題ニシテ此點ニ關シ英國ハ千六百噸ヲ提議ス米國ハ原提案ニ於テ確定的ノ
制限ヲ提示セサリシモ英國ノ意見ニ合センカ爲メ千七百噸ニ折合ヒタリ日本ハ二千噸ヲ以テ其ノ承諾シ得ル最少限ナリト
陳フルモ米國側ノ數字迄降リ來ルコトヲ得サルヘキヤ英國ハ右數字ニテ妥協セント欲スト述ヘ驅逐艦討議ノ際ニ於テ米國
カ日英ノ意見ニ合センカ爲メ大ナル讓歩ヲナシタル事例ヲ引用シテ日本亦何等カ妥協ノ態度ニ出テラレ度シト勸説ス
豊田大佐ハ日本ハ氣候頗ル暑ク爲メ艦内冷却裝置ヲ設クルヲ要シ且潜水艦乗組員カ施設ノ改善ヲ希望シテ止マサルニ顧
ミ二千噸ハ余リ高キモノトハ思考セサルモ妥協ノ精神ヲ以テ嚮導驅逐艦ニ付決定シタル數字千八百五十噸ニ低下スルヲ辭
セスト答ヘ次テ乗員ニ對スル良好ナル施設ノ必要ナルヲ再說ス

議長ハ暑氣ト戦ハサルヘカラサルハ彼等ノ常ナリ特ニ米國南部ニ於テ然リト反對ス「ロング」少將ハ米國ハ夏期中ハ北部
ニ於テモ暑氣酷シト述ヘ千八百五十噸ニテ差支ナシト陳フ

議長ハ右ハ英國原案ヨリ多大ノ増加ニテ請訓ノ上ナラテハ最終協定ヲナシ難シ千六百噸ト二千噸ノ中間タル千八百噸ニテ

ハ如何ナルヘキヤ此數字ナラハ本國政府ヲ納得セシメ得ヘシト思惟スト提議ス
 豐田大佐ハ僅々五十噸ノ差ナルニ依リ請訓スルコト困難ナルヘキヤト問フ
 議長ハ請訓セントスルハ二百五十噸ノ差ニシテ千六百噸ト二千噸トノ中間ノ數ニアラス米國ハ千六百噸ト二千噸トノ間ノ數字ニ異議ナク且千七百噸ヲ提議セリト記憶スト述ヘ

「ロング」小將ハ米國側ハ千七百噸以上ノ如何ナル數字ニモ同意スヘシト陳述ス

議長ハ茲ニ於テ再ヒ日本側ノ讓歩ヲ要望シ豐田大佐之ヲ諾シタルヲ以テ日本側ニ謝意ヲ表シ委員會ハ少クトモ豫備的ニ千八百噸ニ協定スルコトヲ得タリト宣ス

議長ハ次テ英國側ハ原案ノ讓歩トシテ潛水艦ヲ二種ニ区分シ且各種ニ付其ノ總噸數ヲ定ムルノ問題ヲ日米側ノ考慮ニ附シタリ右ハ根本主義ナル處日米側ニ於テ此種提案ニ贊セラルルヤト問ヒ

「ロング」少將ハ本問題ハ免除級ニ關スル日本提案ト密接ニ關聯シ居ルカ如ク見ユルニ付今如何ニシテ之ヲ討議シ得ヘキヤ明ナラスト答ヘ豐田大佐亦日本政府ハ目下審議中ニテ其ノ速ナル回答ヲ待チ居ル次第ナリト述フ

議長ハ本件ハ英米ニ於テ重視シ居ル懸命ノ問題ニシテ若シ免除級ヲ設クトセハ總噸數ノ問題等ヲ議スルノ余地ナク唯タ絶對無制限ニ何隻ニテモ潛水艦ヲ建造シ得ルコトナルヘシト述フ

豐田大佐ハ六百噸以下ノ潛水艦ト六百噸以下ノ水上艦トハ其ノ行動ニ於テ相當ノ差異アルハ勿論ナルモ六百噸以下ノ水上艦ハ既ニ免除艦トナレリ

日本側ハ其ノ受クヘキ訓令ノ如何ナルモノナルヤ今豫知スルコトヲ得ス政府ハ免除潛水艦ノ最大排水量低下ヲ命スルコトモアルヘク又潛水艦數ノ多少ノ増加ヲ要求スルコトモアルヘシト答フ

議長ハ今潛水艦ノ種別ヲ討議スルモ大ナル益ナク只日本側カ種別ヲ設ケサルヲ可トストノ見解ヲ再說セル旨ヲ記錄スヘキ

ノミト述フ

「ロング」少將ハ米國側ハ種別ヲ設ケサルニ贊成ナリト述フ

豐田大佐亦小型潛水艦カ免除セラレサル以上前述ノ見解ヲ支持スト説明ス

議長ハ果シテ然ラハ英國側カ所有スルコトヲ欲スル潛水艦隻數トシテ原案ニ示セル數字ハ取消ササルヲ得ス潛水艦ニ種別ヲ設ケサルコトトスルニ於テハ英國側ノ要求ハ總噸數ヲ以テ表示セサルヘカラスト述フ

次テ艦齡問題ニ入り議長ハ本問題ニ付英國側ハ十五年ヲ米國側ハ十三年ヲ又日本側ハ十二年ヲ提議セリ英國側ハ米國側ニ於テ英國ノ見解ニ合スル爲メ其ノ數字ヲ増大スルヲ得サルヘキヤヲ知り度シト述ヘ

「ロング」少將ハ米國側ハ十三年ハ潛水艦ノ有用ナル艦齡ニシテ十二年ヨリ老齡トナルトキハ其ノ行動ハ乗員ニ一層危險トナルヲ悟レリ然レトモ米國側ハ日英間ニ成立スル合意ニ從ヒ其ノ數字ヲ調整スルヲ辭セスト答フ

豐田大佐ハ日本側ハ十三年ニ延長スルニ異議ナキ旨ヲ述フ

「ロング」少將亦之ニ贊ス

議長ハ十三年トスル豫備的合意成レリト述ヘ且代換セサルニ於テハ十三年以上保有スルコトヲ得ルモノト了解スト附加ス

「ロング」少將及豐田大佐之ニ同意ス

議長ハ次テ割當總噸數ノ問題ハ日本側ニ於テ第一訓令未着ナルト第二本件ハ寧ロ幹部會ノ取扱フヘキ事項ナリトテ留保シ居ルニ依リ討議スルコト能ハス仍ツテ潛水艦問題ニ付日本ハ此以上進行スルヲ得サルヘシト說述ス

議長ハ水上補助艦ノ免除級ヲ論スルニ當リ日米側ハ免除艦船ノ「カタバルト」カ中央線上ノ場合一基、舷側ノ場合二基ニ制限セントスル問題ニ付留保ヲナシタルカ本件ニ付何等訓令ニ接セラレタルニ於テハ合意ノ點ヲ記錄シ得ルニ至ルヘシトテ日米ノ態度ヲ問ヒ

之ニ對シ「ロング」少將及豐田大佐異議ナキ旨ヲ答フ

「ロング」少將ハ昨日ナシタル潛水艦基準排水量ノ定義ニ關スル米國ノ提案ハ同意ヲ得タリヤト問ヒ

議長及豐田大佐之ニ同意ナル旨ヲ答フ

議長ハ來ル火曜日（五日）ノ議題ヲ決定セムコトヲ提議シ小林中將ニ對シ潛水艦問題ヲ終了センコトヲ欲スル處五日迄ニ

訓令ヲ接受スル見込ナリヤヲ問ヒ

豐田大佐ハ其ノ見込ナル旨ヲ答フ

議長ハ更ニ「ロング」少將ニ對シ本問題ハ之ニテ打切り巡洋艦問題ニ多少私的懇談ノ餘日ヲ與フヲ可トスルヤ續イテ巡洋

艦問題ヲ討議スルヲ可トスルヤヲ問ヒ

「ロング」少將ハ續イテ巡洋艦問題ヲ討議セムコトヲ欲スト答フ

議長ハ日本側カ訓令ヲ接受セハ巡洋艦以外ノ問題ハ完了スヘク然ル後巡洋艦問題ニ移ルヘキ旨ヲ宣ス

左記「コムミユニケ」決定ス

『委員會ハ潛水艦ニ關スル討議ヲ續行シ前回ニ於テ決定ヲ見サリシ諸點ニ付豫備的合意ニ到達セリ

委員會ハ火曜日午前十時半會合シ巡洋艦ノ性能ニ關スル討議ヲ再開スヘシ』

午前十一時十五分委員會閉會

第八、第八回專門委員會

一九二七年七月五日（火曜日）於壽府

出席者

米國側

海軍少將 エイチ、ビー、ジョーンズ

同 エイ、テイ、ロング

同 エフ、エイチ、スコフィールド

海軍大佐 デエイ、エム、リーブス

同 エイ、ヂエイ、ヘバーン

同 エイ、アンドリウス

同 ダブリュ、ダブリュ、スミス

同 ジイ、エイ、ゴルドン

海軍中佐 エイチ、シイ、トレイン

同 エイチ、エイチ、フロスト

英國側
英 本 國

海軍中將 サー、エフ、エル、フィールド

海軍大佐 ダブリュ、エイ、エジャートン

海軍中將 オーブリー、スミス

提 督 ダブリュ、ホース

海軍大佐 エイチ、ジエイ、フィークス

海軍少將 エイ、エフ、ビール

加 奈 陀
濠 太 利
新 西 蘭

日 本 側

佐 分 利 貞 男

海軍中將 小 林 躋 造

海軍少將 原 敢 二 郎

總書記局側

海軍大佐	堀 悌 吉
海軍大佐	豐 田 貞 次 郎
海軍大佐	古 賀 峯 一
海軍中佐	小 林 宗 之 助
海軍中佐	野 村 直 邦
海軍中佐	佐 藤 市 郎
海軍造船中佐	藤 本 喜 久 雄
海軍機關少佐	柳 原 博 光
海軍少佐	水 野 恭 助
海軍大佐	エフ、アール、ドルベール
海軍中佐	エイチ、アール、ムーア
海軍大佐	白 鳥 敏 夫
海軍中佐	エイチ、アール、ハストン

佛國情報員

伊國非公式傍聽者

海軍中佐	ド ル ー ズ
海軍大佐	ル ス ボ リ
海軍中佐	ドン、ウムベルト、クシア、ディ、 サンタ、オルソラ

議長ハ巡洋艦問題ヲ始ムル前未決問題タル六百噸以下ノ潜水艦ヲ除外セントスル提案ニ關シ更ニ東京ヨリ何等通報ニ接セリヤト問フ

豊田大佐ハ本件ニ關シ訓令ニ接シタル旨竝左記ノ通聲明ヲナシ度キ旨ヲ陳フ

『主トシテ防禦的艦艇タルノ故ヲ以テ六百噸以下ノ水上艦艇及六吋砲四門以下二千噸速力十八節以下ノ水上戦闘艦船ヲ制限外ニ置クコトハ已ニ承認セラレタルトコロナリ小型潜水艦假令航續距離ニ於テ差アリトハ云ヘ日本近海ノ實驗ニヨレハ乗員ノ居住困難ニシテ到底遠距離ニ行動シ得ルノ能力ヲ有セサルモノト認メラル故ニ齊シク防禦的艦艇タル此種潜水艦ニ對シ之カ除外ヲ認メサル理由ナシ即チ此點ニ關シ日本委員ハ從來ノ主張ヲ棄ツルモノニ非ス然レトモ之カ爲會議ノ進行ヲ阻害スルカ如キハ其ノ欲セサル所ナルカ故ニ一先ツ之ヲ制限内ニ入ルルコトニ同意スルコトスルモ本件ハ將來日本ニ於テ保有スヘキ潜水艦ノ數量ヲ決定スルニ際シ充分ナル考慮ヲ加フヘキモノナルコトヲ特言ス』

議長ハ日本側ノ讓歩ハ吾人ノ均シク感謝スル所ニシテ之ニ依リ差當リ潜水艦問題ノ討議ハ完了セリ仍ツテ未決問題ハ總噸數割當ノ件ノミトナリタル處日本側ニ於テ本件タケハ是非共補助艦ノ各艦種ニ互リ幹部會ニテ討議センコトヲ希望スル趣ナルニ付茲ニ本問題ヲ再議スルノ益ナカルヘク從ツテ巡洋艦問題ニ移ルヲ可トスト思考ス

本問題ニ關シ米國側ノ熱望ハ能フ限り米國提案ノ三十萬噸ニ近ク巡洋艦ノ總噸數ヲ低下スヘシト云フニ在リト了解ス米國側ハ英國カ一定數ノ巡洋艦ヲ要スル理由竝其ノ困難ナル立場ヲ知り協定係數ニ到達センコトヲ欲シ又英國側ハ右米國側ノ希望ニ副ハンカ爲メ新艦建造及代換ノ各種計畫ヲ攻究シタリ然レトモ右攻究ノ結果若シ一定隻數ノ巡洋艦ヲ欲シ尙且總噸數ヲ低下セントセハ之ヲナス絶對唯一ノ途ハ右總噸數内ニ於テ艦船ノ單艦噸數ヲ低下スルニアルノミナルコト明トナレリ而シテ獨リ英國ノミヲシテ小型巡洋艦ヲ建造セシムルコト他國側ノ意嚮ニ非サルコトヲ信スルヲ以テ吾人ノ採ルヘキ唯一ノ方策ハ有力ナル巡洋艦ノ總噸數ヲ制限スルト共ニ將來ノ最大排水量ヲ低下スルコトニ付或種ノ合意ヲ遂クルニ在リ然ル後大型巡洋艦ノ一定比例ト小型巡洋艦ノ一定比例トヲ如何ニ按配セハ各國ノ要求ヲ充タシ得ルカヲ協定シ得ヘシ要スルニ問題ハ日米側ニ於テ右強力ナル巡洋艦ノ總噸數ニ制限ヲ附スルコトニ同意スルノ準備アリヤ否ヤニ懸ルモノナリ換言スレハ右ハ本問題ノ原則ニシテ此原則ノ解決セラレ且小型巡洋艦ニ關シ同意成立セサル以上英國側ノ要求スル總噸數ヲ米國ノ

聲明スル數字ニ如何程迄接近セシメ得ルヤヲ計算スルコト能ハスト述ヘテ米國側ニ於テ本件ヲ考慮セリヤ否ヤヲ問フ
「ジョーンス」少將ハ米國側ハ隻數ニ關スル英國ノ要求ヲ相當ノ同情ヲ以テ見且之ト噸數ニ依ル制限トヲ調和スル爲メ一
種ノ考案ヲ作成セリ今米國側ノ立場ヲ明示スル聲明（左記）ヲ朗讀スヘキ處右ハ米國側カ大ナル讓歩ヲナスノ餘地殆ント
無シト思考セラルルモノナリト答フ

『米國委員ハ一九三六年十二月三十一日ニ終ル期間ニ對シ四十萬噸以上ノ巡洋艦噸數ヲ討議スル能ハストノ立場ニ在リ
右期間米國ハ一萬噸巡洋艦總計二十五萬噸迄建造スルノ完全ナル自由ヲ要求シ同時ニ他ノ諸國ニ對シテハ華府條約ノ原則
ニ依ル噸數迄同種巡洋艦建造ノ完全ナル權利ヲ承認ス

米國ハ右期間亡失ノ場合ヲ除キ六吋砲ヲ搭載スル「オマハ」級十隻ヲ代換スルノ意圖ナシ

大型巡洋艦隻數制限ニ關スル英國ノ所見ニ合センカ爲メ米國側ハ將來執ルヘキ行動ヲ拘束セラルコトナク右期間ニ對シ
制限噸數四十萬噸ノ範圍内ニ於テスル限リ前記一萬噸型以外ノ新建造ヲ協定サルヘキ小型巡洋艦ノミトナスコトニ同意ス
小型巡洋艦ニ對シ大型ノモノト異ル砲ノ口徑ノ制限ヲナスノ必要ヲ認メス

協定期間ニ對シ小型巡洋艦ノ協定成リタル場合ニハ其ノ計畫及兵裝ハ全然各國ノ自由ニ委セラルヘキモノト信ス

米國ノ政策ヲ示セル此聲明ハ英國ノ所見ニ合センカ爲メ米國ノ爲シ得ル最大限度ノ努力ト看做サルヘキモノナリ

米國側ハ總噸數ノ制限内及巡洋艦性能ニ關スル華府條約ノ規定ノ範圍内ニ於テ各國カ全然行動ノ自由ヲ享有スヘキコトヲ
欲スルコト大ナリ

米國ノ原案ハ巡洋艦級總噸數ヲ二十五萬噸乃至三十萬噸ニ制限セントスルニ在リタルコトニ留意アラシコトヲ希望ス
米國ハ協定セラルヘキ巡洋艦總噸數制限ハ四十萬噸ヨリ著シク低下セルモノタルヘキコトヲ依然トシテ熱望ス蓋シ斯ノ如
キ低キ噸數ノ協定ニシテ初メテ軍備制限ニ貢獻スルコト大ナレハナリ若シ四十萬噸ヨリ可ナリ低キ數字ニテ協定スルコト
可能ナルニ於テハ大型巡洋艦ニ對スル米國ノ要求ハ改訂ノ上削減スルコトヲ得ヘシ巡洋艦四十萬噸以上ヲ基礎トスル制限

ハ制限ノ實效ナキモノニシテ當分條約ヲ締結スルノ正當ナル理由ナキモノト認ム」

豐田大佐ハ右米國側新提案ノ攻究ニハ可ナリ長時間ヲ要スヘキニ依リ今直チニ聲明ヲナスヘキコトヲ差控ヘント欲スト述
ヘ

議長亦新提案ヲ詳細攻究シ之ヲ了解スル爲メ次回開會前多少ノ時間ヲ得ル方宜シカルヘキニ依リ本會合ヲ停會シ日本側カ
本件討議ニ差支ナキ時迄會合セサルコトトスヘシト述フ

「ジョーンス」少將ハ日本側ハ之ヲ新提案ト稱スルモ右ハ實ハ能フ限リ英國提案ニ合セントスル目的ヲ以テ提出サレタルモ
ノニシテ新提案ト言ハンヨリハ寧ロ妥協ノ試案ナリト辯ス

豐田大佐ハ右米國提案ハ新數字ヲ掲クト答フ

「ジョーンス」少將ハ米國聲明寫ハ五六部作成セルモ右ハ各國「デレゲーション」ノ爲ニシテ公表ノ爲メニアラスト注意ス
議長之ニ和シ右寫ハ祕密タルコトヲ了解セサルヘカラスト述フ

左記新聞公表文決定セリ

「懸案タリシ潛水艦問題ニ關シ合意成立シタルヲ以テ委員會ハ巡洋艦ニ對スル各自國ノ要求ヲ調整スヘキ方法ヲ審議スル
目的ヲ以テ巡洋艦ノ討議ニ移リタリ

委員會ハ各國側ヲシテ本問題ヲ詳細ニ攻究シ得シムル爲メ停會セリ」

午前十一時十分委員會散會

第九、第九回專門委員會

出席者

米國側

一九二七年七月八日（金曜日）於壽府

海軍少將 エイ、テイ、ロング

英國側

英 本 國

加 奈 陀
濠 太 利
新 西 蘭

日 本 側

同	エフ、エイチ、スコフィールド
海軍大佐	エイ、アンドリウス
同	デエイ、エム、リープス
同	エイ、デエイ、ヘバーン
同	ダブリュ、ダブリュ、スミス
海軍中佐	エイチ、シイ、トレイン
同	エイチ、エイチ、フロスト
海軍中將	サー、エフ、エル、フィールド
海軍大佐	ダブリュ、エイ、エジャートン
海軍中將	オーブリー、スミス
提 督	ダブリュ、ホース
海軍大佐	エイチ、シイ、フィークス
港軍少將	エイ、エフ、ビール
佐 分 利 貞 男	
海軍中將	小 林 躋 造
海軍少將	原 敢 二 郎
海軍大佐	堀 悌 吉
海軍大佐	豊 田 貞 次 郎

總書記局側

海軍中佐 佐 藤 市 郎
海軍機關少佐 柳 原 博 光

海軍大佐 エイチ、アール、ドルベア

白 鳥 敏 夫

エイチ、アール、ハストン

伯爵 ク ロ ー ゼ ル

海軍中佐 ド ル ー ズ

チャン、ボール、ボンクール

海軍大佐 ル ス ボ リ

海軍中佐 ドン、ウムベルト、クジア、デイ、
サント、オルソラ

議長ハ本日ノ會合ハ専門委員會ノ第一報告ヲ正式ニ承認スルニ在ル處右報告ハ多小討議ノ部分ニ觸ルルモ主トシテ今日迄
ニ到達シタル豫備的合意ニ關スルモノナリ、該報告ハ單ニ幹部會ニ移牒セラルルモノニ過キスシテ決シテ終局的ノモノニ
アラス又純然タル豫備的ノモノナルヲ以テ法律的法語等ヲ嚴密ニスル必要少ナカルヘシ仍ツテ該報告ヲ讀上クルコトヲ省
キ毎頁ニ付各國側ニ於テ提示スル何等カノ修正アリヤ否ヤヲ檢シ以テ之ヲ承認シタルモノト看做スヘシト提議ス

「ロンダ」少將及小林中將之ニ同意ス

報告第一頁ハ變更ヲ加ヘスシテ採擇セラル

議長ハ日本側ヨリ第二頁「巡洋艦級ノ討議ニ當リ」ヲ以テ初マル一節ヲ「巡洋艦級ノ討議ニ當リ日本側ハ其ノ總噸數ニ付
提議スルコトナカリシモ巡洋艦ノ最大排水量ヲ約八千噸ニ引下クルノ用意アルモ八吋砲ノ搭載ニ付テハ自由ナルヘキ旨述

「ヘタリ」ト訂正シタキ希望アリト述ヘ以下該節ハ原案通「委員會ハ各全權ヲシテ巡洋艦問題ヲ考慮セシムル爲休會セリ」ト續クモノナルヲ説明スルト共ニ日本側ハ八千噸ナル此排水量ニ同意スル旨記錄ニ留ムル希望ナリト了解スト結フ

右日本側修正ハ可決セラル

報告第三、四、五及六頁無修正ニテ採擇セラル

議長ハ日本側カ第七頁「一般事項」ナル題下ノ字句ヲ左ノ如ク修正センコトヲ提議セリト述フ

「新建」云々ノ代リニ「代換ノ新ナル年限ハ總テノ艦船ニ適用セラルヘキコトヲ協定セリ」

右提議ハ意味ヲ變更セス之ヲ少シク明瞭トナシタルモノナリト附加ス

「スコツフィールド」少將ハ新ナル年限ノ意味ヲ問フ

議長ハ右ハ報告ニ於テ豫備的ニ協定シタルモノヲ意味スト説明シ討議ノ後左記ノ文言ヲ協定ス

「新建造ニヨル代換ニ對シ協定セラルヘキ年限ハ華府條約最終批准期日タル一九二三年八月十七日以後起工セル一切ノ艦種ノ艦船ニノミ適用スヘシトノ合意成レリ」

「ロング」少將ハ報告ノ最後ノ節ヲ左ノ如クセンコトヲ提議ス

「各艦種ノ性能ノ討議ニ於テ總テノ協定ハ各種別内ノ總噸數制限ニ關スル最終協定ノ豫備ト看做サルヘキコトニ決定セリ」

議長ハ右ハ論爭ノ事項タルヘク専門委員會トシテハ斯ノ如キ政策ヲ記載スル能ハスト反對ス

「ロング」少將ハ一切ノ討議ニ於テ協定ハ右條件ノ下ニ暫定的ナリト自說ヲ主張ス

議長ハ協定力豫備的ナリト言明スレハ夫ニテ充分ナルヘシト思考ス但シ米國側ニ於テ其ノ立場ニ關シ聲明文ヲ挿入セムト欲スルニ於テハ之ニ異議ナシ唯専門委員會トシテハ之等事項カ各種別内ノ總噸數制限ニ關スル最終協定ニ懸ルト記載スルハ殆ト不可能ナリト述フ

「ロング」少將ハ「各艦種ノ性能ノ討議ニ於テ總テノ協定ハ豫備的ト看做サルヘキコトニ決定セリ」

數制限ニ關スル最終協定ノ豫備トナスヘシト改ムルモ妨ナシト提示ス

議長ハ右ノ如ク改訂セサレハ英國側ノ其ノ不可トスル主義ニ同意スルコトナルヘシ蓋シ英國側ハ艦船ノ最大排水量及性能ヲ知ルニ非レハ總噸數ヲ陳フルコト能ハスト主張シ來リタレハナリ英國側ハ元來其ノ需要ヲ隻數ニテ陳述スヘキコトヲ提議セルカ隻數ヲ述フルニ當リテハ同時ニ各艦ノ性能ヲモ陳フヘキモノナリト辯明ス

右「ロング」少將ノ修正ハ可決セラル

議長ハ専門委員會ノ事業ハ之ニテ完成セル旨ヲ述ヘ報告ノ署名ハ議長自身之ヲナシ又ハ三國委員代表之ヲナシ然ル後幹部

會ニ手交スルコトトスヘキヤヲ諮ル

議長カ委員會ノ爲メニ報告ヲ署名シ且之ヲ幹部會ニ手交スヘキコトニ協定成立ス

午前十時三十五分委員會閉會